

むつ市議会第209回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成23年9月9日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第42号 財産の取得について

（釜臥山スキー場のゲレンデ整備車を老朽化に伴い更新するためのもの）

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

- （1）8番 新谷 功 議員
- （2）6番 澤藤 一雄 議員
- （3）14番 千賀 武由 議員
- （4）27番 斉藤 孝昭 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
4番	工藤	孝夫	5番	横垣	成年
6番	澤藤	一雄	7番	石田	勝弘
8番	新谷	功	9番	目時	睦男
10番	野呂	泰喜	11番	馬場	重利
12番	岡崎	健吾	13番	山本	留義
14番	千賀	武由	15番	白井	二郎
16番	大瀧	次男	17番	富岡	修
18番	佐々木	隆徳	19番	半田	義秋
20番	川端	一義	21番	高田	正俊
22番	山崎	隆一	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	菊池	広志	27番	斉藤	孝昭
28番	富岡	幸夫			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管理者	遠藤	雪夫
代査委員	小川	照久	選挙管理 委員会	畑中	政勝
農委員 会長	立花	順一	総務部 政策長	伊藤	道郎
財務部長	下山	益雄	財務部 調整監	赤田	比等史
民生部長	奥川	清次郎	保健福祉 部	松尾	秀一
経済部長	中嶋	達朗	建設部長	山本	伸一
川内庁舎 所長	布施	恒夫	大畑庁舎 所長	若松	通
協野沢 庁舎所長	高坂	浩二	会管総政理 出納室	大橋	誠

選舉事務局長	成 田 晴 光	監事	石 田 武 男
農業事務局長	手 間 本 富 士 雄	委員	齋 藤 秀 人
企業長	齊 藤 鐘 司	局長	岩 崎 金 藏
水道局長	花 山 俊 春	部長	柳 谷 昌 人
策進部長	石 野 了	策整	畑 中 恒 治
策進部長	竹 山 清 信	策理	猪 口 和 則
策進部長	笠 井 哲 哉	報 政	鏡 谷 晃
育会局事務局長	加 藤 次 男	務理	柳 谷 孝 志
策務主任	野 藤 賀 範	生 理	高 橋 聖
策務主任	川 西 伸 二	一 部	工 藤 初 男
策務主任	氏 家 剛	課 長	金 浜 盛 雄
部長	二 本 柳 茂	部 長	二 本 柳 茂
部長	金 澤 寿 々 子	部 長	橋 本 邦 之
部長	酒 井 嘉 政	部 長	杉 山 直 規

舎設長
庁建
畑業
大産課
育会局長
員務課
教委事総
務
務部面課幹
策整
総政企調主
務部課任
策務
総政総主

柏 谷 忍
松 宮 康 則
吉 田 和 久
栗 橋 恒 平

舎業課幹
庁設主
畑設主
大産建総
育会局校課幹
員務育主
教委事学教総
括
務部災課幹
策策
総政防政主

西 川 勸
室 館 幸 一
須 藤 勝 広

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
主任主査
主任

澤 谷 松 夫
小 林 睦 子
村 口 一 也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第42号 財産の取得についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第42号 財産の取得について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、釜臥山スキー場に配備しておりますゲレンデ整備車について、老朽化が著しいことから車両を更新するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案に

ついて、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第42号については、9月13日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第2 一般質問

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより新谷功議員、澤藤一雄議員、千賀武由議員、斉藤孝昭議員、上路徳昭議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、浅利竹二郎議員、日時睦男議員、横垣成年議員の順となっております。

本日は、新谷功議員、澤藤一雄議員、千賀武由議員、斉藤孝昭議員の一般質問を行います。

◎新谷 功議員

○議長（富岡幸夫） まず、新谷功議員の登壇を求めます。8番新谷功議員。

（8番 新谷 功議員登壇）

○8番（新谷 功） おはようございます。民主党の新谷功でございます。いろいろお騒がせいたしております民主党政権も、ようやく落ちつくところに落ちついたという感じがいたします。野田ドジョウ内閣とやゆされておりますが、いましばらく温かく見守っていただければ幸いです。さわやかな秋風が感じられる季節がめぐってま

いりました。朝起きて庭に目をやると、可憐なアサガオが目に飛び込んでまいります。つい10日ほど前までは、ヒマワリが咲き乱れておりました。今は、大きな種を宿しております。目を移せばコスモスが鮮やかに咲き誇り、季節の移ろいの早さに今さらながら驚いております。

本定例会は、任期最後の第209回定例会であります。図らずも一般質問のトップ登壇の栄誉を担うことになり、素直に喜びを申し上げる次第でございます。議員各位には、深く感謝を申し上げる次第でございます。

思い起こせば平成19年9月30日に執行されました第13回むつ市議会議員選挙におきまして、それぞれの選挙区、つまりむつ選挙区21名、大畑選挙区4名、川内選挙区3名、脇野沢選挙区2名の計30名の議員が誕生し、むつ市議会が船出をしたのであります。任期半ばにおきまして、3名の議員が諸般の事情により辞職をしたのであります。また、任期途中におきまして、先輩議員であられました川端澄男議員の急逝により補欠選挙が平成22年8月1日に執行されましたことはご案内のとおりであります。その結果、新人、元議員の4名が当選され、30名の定数で再び船出をしたのであります。

私たちの任期は、10月15日までであります。今月25日に予定されております第14回むつ市議会議員選挙の告示、10月2日の投票日が迫っております。選挙戦に臨む同僚議員の皆様方が全員当選されることをご祈念申し上げ、再びこの議場でお会いすることを楽しみにしている次第でございます。

また、このたび諸般の事情により勇退される議員各位には、ご健康に十分ご留意され、今日までの経験、知見を生かし、我々にご指導、ご鞭撻を賜りたいと思うのであります。何かの機会にお会いすることがあるかと思っておりますので、その節はよ

ろしくお願いいたします。長きにわたってのむつ市政各般にわたってご尽力なされましたことに深く敬意を表するものであります。ご苦労さまであります。

さて、むつ市議会第208回定例会以後さまざまニュース、出来事がございました。中でもむつ市では45年ぶりの開催となるインターハイ、平成23年度全国高等学校総合体育大会フェンシング競技大会が7月29日から8月2日までの5日間、しもきた克雪ドームにおいて開催されました。全国各地から125校、選手558名、監督176名、計734名が栄冠を目指し集結したのであります。地元むつ市からは、団体戦へ県立田名部高等学校男女が進出、また個人戦では同校の杉本郁実選手、赤石加奈選手、若月佳澄選手の女子3名が出場し、熱戦を繰り広げました。結果はご案内のとおり、それぞれ健闘したのにもかかわらず惜敗という結果に終わりました。いずれにしても田名部高校フェンシング部は、全国の強豪を相手に大健闘を繰り広げました。まことにご苦労さまでした。今後のますますのご精進をお祈り申し上げます。

また、7月30日、むつ市出身で現在法政大学3年の岸本鷹幸選手が6月に開催された日本陸上競技選手権大会男子400メートルハードルにおいて優勝し、8月27日より韓国テグにて開催された世界陸上競技選手権大会に日本代表として出場いたしました。私は、まことにうれしく、我が郷土むつ市の誇りだと思っております。壮行会には、私も参加させていただきました。その壮行会の席において宮下市長は岸本選手に対し、「日本の鷹から、今度は世界の鷹を目指してほしい」とエールを送ったのに対し、岸本選手は「課題を修正し、さらにタイムを伸ばしたい、皆さんに元気を与えたいのです」と意気込みを語ったのであります。まことに頼もしく、好青年であります。岸本君の

今後のご精進を心よりお祈り申し上げるとともに、むつ市民に大きな感動、勇気を与えていただきましたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

さらには、第93回全国高校野球選手権大会の決勝が8月20日、阪神甲子園球場で行われ、光星学院は日大三高に11対ゼロで敗れましたものの、いい試合運びでございました。本大会は、「がんばろう！日本」のスローガンのもと、東日本大震災の被災地の復興を支援する大会と位置づけられ、義援金の募金活動などに取り組むとともに、節電に配慮した試合運びとなったのであります。決勝には4万7,000人の観客が詰めかけ、大いに盛り上がりました。青森県民一人一人に大きな感動と喜びを与えてくれました。ありがとうございます。今後のますますのご精進をご期待申し上げます。次第でございます。

また、あきらめない気持ちと驚異の粘り、高い技術でつかんだ夢の世界一サッカー女子ワールドカップで日本の女子が米国を下し、念願の初優勝を手にしたのであります。「歴史を開いた小さな娘たち」と世界に発信され、やまとなでしこの名を全世界に知らしめたのであります。ドイツフランクフルトの戦いであったことにかんがみ、フランクフルトの奇跡として長く女子サッカー史上に残る快挙となったのであります。

選手の多くは、過酷な環境のもと、働きながら懸命に練習に励み、旅館のおふろ掃除、お土産店の店員、さらにはウエイトレスなどの仕事をしながら、疲れた体でも懸命に練習して頑張っております。そこには、ただただサッカーが好きというだけではない、夢をかなえたいというあふれる情熱があるのです。そういう環境で頑張って、世界の頂点に立ったなでしこの選手の皆様に対し、国民の多くの方々が声援を送り、喜びの涙を流したのであります。3月11日発生の東日本大震災によ

って打ちひしがれておった我々日本人にどれほどの勇気と感動を与えたか、はかり知れないものがあります。本当にありがとうございました。

政府は、その功績に対し、団体として初の国民栄誉賞を授与し、その業績をたたえたのであります。この授与は、まことにタイミングがよく、多くの国民の皆さんがもろ手を挙げて喜んだのであります。今後ますますのご精進を重ね、なでしこジャパンの名を後世にまで残すようなご活躍をご期待申し上げます。私初め日本国民の多くの皆様が応援を惜しまないと思うのであります。今改めて声を大にして、「がんばれなでしこ、がんばれ日本」のエールを送りたいと思います。

そのなでしこジャパンがきのうの戦いで、4回目のオリンピック出場を決めたのであります。重ねてお祝いを申し上げます。次第でございます。

さて、むつ市議会第209回定例会に当たり、当市の諸問題について、通告の順に従いましてお伺いいたしたいと存じます。市長におかれましては、よろしくご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。去る7月10日に施行されましたむつ市長選挙におかれまして、宮下市長は対立候補に圧倒的な大差をつけ、2期目の当選の栄誉を飾ったのであります。選挙戦におきましては、国会議員や地元選出3県議会議員、市議会議員24名の支援を受け、盤石な体制のもと、組織力を生かした戦いを進め、早々と再選を果たし、2度目の航海に出航したのであります。順風満帆な航海でありますようお祈り申し上げます。次第でございます。

そこで、市長の政治姿勢について3点にわたってお伺いいたしたいと存じます。

質問の1点目、2期目の就任に当たって市政運営に取り組む決意についてお伺いいたしたいと存じます。

質問の2点目、2期目の就任に当たって3つの公約を掲げましたが、その公約の詳細についてお伺いいたしたいと存じます。

質問の3点目、2期目就任に当たって市長は、このまちむつ市をどのようなむつ市にしようとしているのか、その展望についてお伺いいたしたいと存じます。

次に、原子力行政についてお伺いいたします。去る3月11日に発生いたしました東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらし、市長が言うところの1,000年に1度という大被害をもたらしました。発生から間もなく半年がたとうとしております。私は、震災以後三陸沿岸を訪ね、その被害のすさまじさを実感いたしました。あの場に実際立たなければ、到底感ずることのできない地震、津波の破壊力と、これまで積み重ねてきたはずの人知を凝らしたさまざまな施設がこっぴみじんに吹き飛んださまを目の当たりにし、自然を侮ることの恐ろしさを知った次第であります。ひとところに比べれば大分少なくなりましたが、それでも毎日のように大震災による犠牲者のお名前が新聞に載っております。ご冥福を祈らずにはいられない思いで拝見いたしております。

また、犠牲者として名前が載る人々の陰には、地道にご遺族のためにDNA鑑定などで身元の確認をしている方々がいることを忘れずにいたいと思うのであります。

さらに、今回の震災に総力を挙げ復旧、復興に取り組んでいただいている自衛隊、警察、消防、災害ボランティアの方々には、衷心より慰労と感謝を申し上げたいと思っておる次第でございます。

復旧、復興は、いまだ進んでおりません。長い時間、長い年月がかかると思うのでございますが、最後の最後まで被災地を見捨てることなく、国民が一つになって協力していかなければならないと

思うのであります。

津波は去りましたが、今なお福島第一原子力発電所の事故は収束しておりません。徐々にではありますが、原子炉の冷温停止に向けた取り組みが行われております。しかしながら、放出された放射性物質の影響ははかり知れないものがあると思うのであります。

そこでお伺いいたしたいと存じます。1点目として、東京電力福島第一原子力発電所の事故について、市長はこの事態をどのように考え、またどうあるべきと考えておられるのかお伺いいたしたいと存じます。

2点目といたしまして、下北にも現在運転あるいは建設工事中の原子力発電所が3基ございます。それぞれの施設は、多くの歳月を経て、着工や運転開始へとようやくたどり着いておりますが、東日本大震災や巨大地震により混乱した流通機能の影響と、地震や津波の直撃で破壊された福島第一原子力発電所の事故の影響により、それぞれの施設が運転や工事を再開できずしております。今この施設、東北電力東通原子力発電所及び電源開発大間原子力発電所についてどう考えておられるのかも伺いいたしたいと存じます。

3点目といたしまして、当市関根に建設されている使用済燃料中間貯蔵施設について、現在どのような状況であるのかお伺いいたしておきたいと思います。

4点目といたしまして、福島第一原子力発電所事故を機に、我が国ばかりでなく世界じゅうで原子力発電や自然エネルギーについて論争が巻き起こっております。風力や太陽光、地熱などの自然エネルギーによる発電が原子力発電にかわる安全な発電だと注目されておりますが、果たしてそうなのであるのでしょうか。聞くところによれば、自然エネルギーによる発電は、膨大な経費をかけ施設を建設したとしても、安定した電力は得られな

いと思うのであります。私は、この取り組みを真っ向から否定するものでもありませんし、自然エネルギーの開発はどんどんやってもらいたいと思っております。技術革新が進めば、将来的には有望となるであろうと思うのであります。私がそれを確認できるのか、そこまで生きていられるのか、あと何年かかるのか、全くわかりません。将来のエネルギー政策について市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。市長におかれましては、2期目の当選を達成された後、本日の初の一般質問においてのご答弁になります。どうぞ心のたけを存分に話され、ご答弁下されば幸いに感ずる次第でございます。よろしく願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についてであります。8月1日のむつ市議会第147回臨時会の就任あいさつにおいて、2期目のスタートを迎え、市政運営に取り組んでいくに当たっての決意を申し述べさせていただいたところでありますが、2期目における私の仕事は、これまでの私の基本理念である「まちづくりの主役は市民の皆さん」など、1期目の公約として掲げた7つの柱をさらに進化させ、また深めていくことに加え、市民協働参画に向けた職員の意識改革を図りながら、住みよいむつ市、暮らしやすいむつ市を築き、市民一人一人があすへの期待と夢を膨らませることのできる「希望のまち・むつ市」をつくり上げていくことであると思っております。

この愛する郷土を、その希望のまちむつ市としていくために、私は「持続可能な財政運営」、「ネ

クスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、「市民協働参画の社会づくり」という3つのテーマを公約として皆様にお約束したところであり、その実現を目指し、誠心誠意取り組んでまいりる所存であります。

次に、3つの公約についてであります。これまでも就任あいさつを初めいろいろな場面でお話しいたしておりますが、改めて申し述べさせていただきます。

まず、「持続可能な財政運営」についてであります。3つの診療所の不良債務を圧縮していくとともに、基金積み立てによる財政の柔軟性を確保しながら、中長期的な展望に基づいた計画的財政運営の実現を目指してまいります。

「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」では、「むつ市のうまいは日本一」のキャッチフレーズのもと、これまでも力を入れてまいりました第1次産業の振興とともに、地域内に数多くある観光資源を整備、充実させることで、その魅力にさらに磨きをかけ、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。また、道路整備等市民生活に直結する事業はもちろんのこと、文化財、歴史資料等展示施設の設置など新たな施策にも積極的に取り組み、地域としてのアイデンティティを高め、確実なステップアップを目指してまいりますし、雇用機会の拡大に向けた企業力の向上、学力向上と健全育成のための小中一貫教育の推進、医療、福祉、保健等の充実などにもこれまで以上に力を注いでまいります。

そして、「市民協働参画の社会づくり」では、既にワークショップやパブリックコメントなどにより市民の参画をいただいて、北の防人大湊地区都市再生整備計画事業など、整備構想を進めているところでありますが、今年度着手のむつ市スポーツ振興計画策定事業にもアンケートなどにより市民意見を取り入れていくことにいたしてまいりま

す。

また、新たな公聴制度として市の重要施策等の計画段階、実施段階等で市民からの意見や評価をお聞きするメールモニター制度も導入し、市民満足度の把握に努めてまいります。

次に、むつ市の展望についてのお尋ねであります。希望のまちへの道のりは決して平坦なものではないことは十分承知しております。しかしながら、これまでの1期4年間に取り組んできたこと、また成就できたことを礎に初心に立ち返り、新たなかじ取り役として長期総合計画で掲げております「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を具現させるため、各種の施策を積み重ねながら、みんなが住みたいまちむつ市、みんなが住んでよかったと思えるまちむつ市を目指してまいるとともに、下北のむつ市から日本のむつ市へとという大きな目標に向かって歩を進め、希望のまちむつ市につなげてまいりたいと考えております。

新谷功議員初め議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、原子力行政についてのご質問の1点目、東京電力福島第一原子力発電所の事故について、この事態をどのように考え、またどうあるべきと考えているのかのご質問にお答えいたします。東京電力福島第一原子力発電所の事故に対する国際原子力・放射線事象評価尺度は、放射性物質の放出量がこれまでの世界における原子力事故の中で最悪であったチェルノブイリ原発事故の1割程度としながらも、最高レベル7として暫定評価されたことは、世界的にも原子力に対する安全性を大きく損ねたものであると認識しているところであります。この原子力発電所事故による発電所から飛散した放射性物質の影響により、半径20キロメートル圏内は法的に立ち入り制限を受ける警戒

区域に指定され、半径30キロメートル圏内の一部の地域は緊急時避難準備区域とされるなど、住民は長年住みなれた地域から遠く離れての避難を余儀なくされ、日常生活にも大変な不便を来しているものと思っております。一刻も早くふだんの日常生活が取り戻せることを願うものであります。

この事故により、全国の原子力発電所においては定期点検終了後の再稼働にも影響が及び、それによる電力不足は日本経済にも大きな打撃を与えている状況を考えれば、一日でも早い事故の収束と、その検証を行い、再発防止策を徹底するとともに、さらなる安全対策の強化を図り、住民の安全安心を確保したうえで、次のステップへ進んでいただきたいと思うところであります。

次に、東北電力東通原子力発電所及び電源開発大間原子力発電所についてどう考えているのかのご質問については、ご質問の3点目、当市に建設中の中間貯蔵施設についてのご質問と関連がありますので、あわせてお答えいたします。

まず、施設の状況についてご説明いたします。東北電力株式会社東通原子力発電所は、震災前となります平成23年2月6日から約5カ月間の予定で第4回目の定期検査を実施しておりましたことから、地震発生時には原子炉は停止しており、地震後においても安定した状況で管理されているとのことであります。

発電所に近い小田野沢では、震度4が観測されており、地震発生直後に専用港内で観測された津波高は2.8メートルだったと報告されております。平成20年5月に建設工事に着手した電源開発株式会社大間原子力建設所では、建設工事の真っ最中であり、多くの作業員が従事していたとのことであります。県が大間町に設置しております震度計は震度4を観測し、大間港では最高水位プラス0.9メートル、最低水位マイナス0.8メートルの潮位変化が確認されたとのことであります。なお、

建設工事の総合進捗率は、平成23年3月20日現在で37.6%と伺っております。

当市関根地区で建設が進められております使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、平成22年8月31日に本体工事に着手しており、現時点での貯蔵建屋工事の進捗率は49%と伺っております。

ご質問は、東通原子力発電所の運転と大間原子力発電所及び使用済燃料中間貯蔵施設の建設工事が休止していることによる下北地域での経済活動の低迷を危惧されているものと思います。地震発生以降、東通原子力発電所においては経済産業大臣指示書に基づく緊急安全対策、さらなる安全性向上のための対策及びシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施など、さまざまな安全性向上対策に取り組んでいる状況にあり、定期点検中の原子力発電所に課せられたストレステストにも対応中で、再稼働には至っていない状況にあります。

また、同様に大間原子力発電所及び使用済燃料中間貯蔵施設の建設現場においても、安全強化対策等の実施と資機材の調達など、さまざまな制約が生じたことから工事を中断している状況にあると伺っております。

私といたしましては、一日も早くこれらの施設が運転再開あるいは工事再開となり、地域経済が活性化することを望むところではありますが、地域住民の安全安心を第一義とし、事業者にはより慎重に対応していただきたいと思うものであります。

ご質問の4点目、将来のエネルギー政策についての所見を伺うについてお答えいたします。3月末、唐突にエネルギー基本計画を見直すとの前首相の発言があり、以降これまで国際会議における自然エネルギー比率20%の大幅前倒し発言、これに続く脱原発発言等、我が国のエネルギー政策は見通しのきかない状況に陥っていると困惑しているものであります。

福島第一原子力発電所事故、津波や地震、あるいは豪雨による直接被害の影響で東北電力管内を中心に大規模な電力不足に陥っており、産業界や市民生活に大きな影を落としております。資源小国である我が国にとって原子力発電は、運転時に二酸化炭素を排出せず、安定的なエネルギーを供給できる非常に重要なものであり、その存在は住民の安全安心を確保したうえで認められるものであると思うところであります。このことから、より高度な安全確保のもと、原子力をベースとし、水力、火力、そして再生可能エネルギーによる発電のベストミックスが望ましい形であると認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 8番。

○8番（新谷 功） 大変親切なご答弁、まことにありがとうございます。考えてみますれば、市長は平成19年、市長選挙に立候補し、当選なされて、そのとき今市長がおっしゃったとおり、7つの公約を掲げました。それで市長が一番大きな仕事として掲げておった庁舎移転、これもまさしく市長が考えておったとおり無事終わり、またあるいは財政の赤字問題、これも1年前倒しで達成したということは、これはまさしく市長のお力、あるいは職員の皆様方のご協力、あるいは市民の皆様方のご協力があったからではないかと、このように思っておるわけでございます。市長は、2期目の当選に当たって、さらに3つの公約を掲げたわけでございます。「持続可能な財政運営」、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、「市民協働参画の社会づくり」と、とにかく市民のみんなが参加して、ここが市長、大変市長の手腕、市長は本当に、私1期目から見れば、このまちをどうしても元気にして市民に希望を持たせたいと、この意識が、私いつかの議会でも述べたのですけれども、その意気込みが本当に市民に伝わってきておるのです。これは、市長のすごいリーダ

ーシップでないかと、こう思っておるわけでございます。

さらには、「むつ市のうまいは日本一」、この間先月の末ですか、マエダさんにたまたま買い物に行ったら、ムッシュ・ムチュランの催し物があって、皆さんにお土産をくれておったのですけれども、こういうのもやって、第1次産業、農家の人に力を与える、あるいは漁業者の皆様にも力を与える、これが市長の意図しているところではないかなと、第1次産業ばかりでなく。そういう思いが、市長が4年やってきて、市民にかなり根づいてきたなと、このように思っておるわけでございます。

そこで市長、去年の田名部まつりのときにイベント広場で、18日でした、ムッシュ・ムチュラン1世の結婚式、市長がお仲人をして結婚式を挙げたのですけれども、もうそろそろ2世の誕生があるのではないかなという思いでございましたけれども、その辺は市長、どうなっていますか。市長は、産婦人科の先生でないからあれでしょうけれども、そろそろというのがあってはないかなということで、その辺ちょっとお願いしたいと思えます。

いずれにしても市長は、私は3点目に、2期目の就任に当たって、このむつ市をどのようなまちにしたいのだと、こういうことでお聞きしたいのですけれども、市長の一言でもって希望のまち、元気のあるまちにしたいと、これがそうでないかなと、このように思っておるわけでございます。本当にどうぞそのような元気な市民にやる気を起こさせる、これが一番大事なのですよね。会社でもそうなのですけれども、もうやる気を起こさせると。今後もそういう気持ちで市政運営をいたして行ってほしいと、このように思うわけでございます。

次に、原子力行政なのですけれども、東日本大

震災、本当に津波被害はもちろんのこと、これが大きな影を落としているわけでございます。それがつい最近、むつ市にもその影響があらうかと思うのですけれども、むつ運動公園の件等々、本当に日本国じゅうに放射能汚染、放射能の脅威、恐怖を与えているのではないかなと、こう思っているわけでございます。そこで政府は、この中間貯蔵施設を福島県内につくりたいと。前総理大臣、菅さんから、きのうあたりも野田総理が福島県のほうを伺って、そのようなことを申し述べておりますけれども。

ところで、市長、これ私の耳に挟んだ話なのですけれども、その中間貯蔵施設、放射能で汚染された瓦れきとか土壌、むつ市のほうにそういう要請があったやの話を私伺っているのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。あったのかないのか。もしこれからまたあった場合は、市長のお考えはどうするおつもりなのかも答えられれば答えていただきたいと、このように思うわけでございます。

それから当市に、これは同じ中間貯蔵施設でもちよっと違うのですけれども、いずれにしてもこの問題が発生して、東京電力東通原子力発電所の工事、休工中、電源開発大間原子力発電所、休工中、もう本当に困ったなと。きのうなんか鉢呂大臣が凍結だなんて、こんなことを言っているけれども、そんな今の短絡的な考え方ではだめだと思うのです。やっぱり現在あるものは市長がおっしゃったとおり、安全をきちんと担保して、これはあるものはつくるべきです。運転するのは、これは別です、また。大間原子力発電所なんかも、今つくっているのだから。進捗率40%と言われてるけれども、これは早くつくって、運転はいま少し政府のほうでいろんなことを精査してから運転すればいい話であって、これは早く建設しなければ私はだめだと思うのです。例えば大間原子力発

電所の場合は特にそうです。だから、本当にこれはまことに残念ながら、政府の原子力行政に対するお考えが迷走していると、こう言わざるを得ない。これは大変難しい問題で、市長に答弁を要求するのはちょっとあれでしょうけれども、答弁できる範囲内で結構ですので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、将来の自然エネルギー、これもまた現在自然エネルギーは全電力の1%なのですよね。これは、私壇上からも申し上げたとおり、風力、地熱、大変なお金がかかっても、自然を相手にしているから、なかなか思うようにいかない。そうなればどうなるかというのは、これはもう自明の理、日本の経済が破壊されてしまう。ということで、私はこう思っているわけです。

1回目の再質問は、その辺で終わりたいと思います。市長、よろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員の再質問にお答えをするわけでございますけれども、まず1点目のムチュラン夫婦、おかげさまで市民皆さんから、またお子様たち、お年寄りの方々からも非常に愛されておりまして、イベントのたびごとに一緒に写真を撮りたいとかというふうな形でリクエストが多くなってきて、非常にその部分においては定着をしたものだ、このように考えておるところであります。

そこで、あの若夫婦に2世誕生のお話がございましたけれども、彼らまだ若いものですので、想定している年齢が二十二、三歳でありますし、少子化はぜひとも避けていかなければいけないものと、こういうふうにご考えておりますし、また家計のほうで独立できるのかどうか、そういうふうなこともいろいろ考えた中で、コウノトリが運んでくるかどうかというふうなことまで考えておると……おると、私が考えておるところではなく

て、多分2人の中で考えているのではないかと、このように推測をしているところでありますので、いずれにしても若いカップルですので、健康な明るい形の家庭が、3人の家庭が誕生してくれるものと私自身も期待をしておるところでありますので、その辺でとどめさせていただきたいと、このように思います。

2点目の関根浜へのというふうな、私も実は福島県内に中間貯蔵施設と、福島県ということではちょっと見落としたのですけれども、中間貯蔵施設というふうなことで、そこに汚染された瓦れき等というふうなあの文字が踊ったときには、一瞬びっくりいたしました。これは、ただ報道をよく見ますと、その後の報道も見ますと、我々が今進めておる関根浜の中間貯蔵施設とは全く別のものでありまして、汚染された瓦れき、また汚染されていない瓦れき、それぞれがどういうふうな形になるのかというふうなことでありますので、これはあの場所にそういうふうなものが持ち込まれるというふうな話、それは一切私のところには届いておりません。

それから、原子力行政の部分なのですが、迷走しているというふうなご発言がございましたけれども、私も菅内閣のとき、そのときにはさまざまな形で報道から質問されましたけれども、非常に朝令暮改的な形の中で、朝お話しした形の中と、また夕方発表する形の中で非常に迷走していました。そして、閣内不一致の部分、そういうふうなところも私は新谷功議員と全く感想は同じに持っておるところであります。

それから、ちょっと落としましたけれども、希望のまちについての、やる気を起こさせてというさまざまな施策、この部分についてご評価をいただいたというふうなことは感謝申し上げます。私は常々職員に対しては、職員みんなにやる気を起こして頑張ろうと、市役所が変わればむつ市が元

気になる、むつ市が元気になれば下北が元気になる、下北が元気になることによって、ややもすれば津軽、南部というふうなこれまでの構図の中で埋もれがちであったこの部分、下北半島、これが元気になれば青森県が元気になるぞというふうな形で常々話をいたしておりまして、それも督励に、そしてまた業務の精励に、これからも職員に対しては努めていきたいし、また市民の皆様方には明るい話題、こういうふうなものをどんどん、どんどんつくっていただくような形で希望のまち、それぞれのまた希望というふうなのは違うと思います。その希望も英語ではホープというふうな形でよく言われますけれども、ホープというふうな漠然とした希望というふうなものもありますし、また一番強い願望、強く望むというふうな、英語ですと、何かデザイナーというふうな単語があるそうですけれども、そういうふうな形、渴望するというふうな、これを何とかしてほしいというふうな、そういうふうなところの見きわめ方、これもしていかなければいけないと思います。しかしながら、皆さんが持っている希望、どんな希望なのか、これを議会を通して、また市民との触れ合いの中でさまざまな形でご意見を伺って、その希望の集約、そして輝かしい希望のまちむつ市、壮大な夢でありますけれども、それに取り組む2期目としたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 8番。

○8番（新谷 功） ありがとうございます。

今最後に市長は、むつ市をどのようなむつ市にしたいのかと、希望のまち、あるいは元気があるむつ市にしたいと。全く私はそれに同感な思いでございます。今こういう気持ちで、市民にも高揚感を抱かせると、これが一番大事でないかなと。市長はその辺に的を絞って、ずっとこの4年間やってきたと、私はこのように評価したいと思いま

す。今後もそういうふうな気持ちでみんなを引っ張って行ってほしいと、このように思っておるわけでございます。

原子力行政に対しては、仮に佐賀県の知事なんかもいろんなやらせメール、これだめですね。今そういうものがちまたで出てきているし、やらせとかそういうことは本当にうまくないかと、こう思っております。むつ市はそういうことはないかと思うけれども、我々はあくまでもコンプライアンス、法令遵守、市長も1期目のときは盛んにコンプライアンス、法令遵守と、これを市役所の職員にも徹底的に言っていたようですので、どうか今後もそうしてほしいと思います。

それから、ムッシュ・ムチュラン1世、まだ若いから、また家計のこともあるし、生活があるからということですので、それにしても市長、誕生した場合においては、市長は仲人さんをやっておりました。名づけ親になって、またこのむつ市にそういう意味で元気をつけてくださるようお願いしたいと、このように思うわけでございます。

いずれにしても市長は2期目、まだ若くて、あと2期も3期も、これは続くのではないかなと、こう思っております。途中からまた国政のほうに行こうということも、これがまたあろうかと思えます。だから、そういうふうなことで、本当に頑張っていたきたいと。むつ市を引っ張っていただきたいと、こう思うわけでございます。どうぞよろしく願いして、2期目、とにかく市長、健康には十分、御身大切にして、どうも私は病気がちで、2回も3回も病気して満身創痍なのだけでも、私も頑張っただけありますので、どうぞ2期目においても全力で頑張っていたきたいと、このように思うわけでありまして。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、新谷功議員の質問を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎澤藤一雄議員

○議長（富岡幸夫） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。6番澤藤一雄議員。

（6番 澤藤一雄議員登壇）

○6番（澤藤一雄） おはようございます。大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第209回定例会に当たり一般質問をいたします。

平成17年3月、合併直前の大畑町出直し町議会議員選挙で議席をいただき、さらには平成19年9月、合併後初めての市議会議員選挙で支持者の皆様、そして声なき声の多くのご支援で再び当選させていただき、間もなく2期6年7カ月の任期満了を迎えます。これまでひそかに愚直を旨として26回の定例会中23回の一般質問と、議会報告2,500部を29回にわたって配布させていただきました。私に与えられた任務であります合併直後の大畑のための議会活動は、今議会で完結いたします。これまでに賜りました同僚議員、そして市長並びに理事者の皆様方のご指導ご鞭撻に心からの感謝を申し上げながら、通告に従って一般質問をいたします。

質問の第1は、地域政策についてであります。平成の大合併により、新むつ市が誕生して6年半になりますが、平成22年度末現在の人口は、平成17年度末と比較して市全体では5.2%の減少であります。旧町村地区では11%から18%もの減少率で、大畑地区が8,203人、川内地区が4,812人、脇野沢地区が2,028人の人口構成となっております。

まず、分庁舎の職員配置についてであります。このような人口構成であるにもかかわらず、大畑庁舎の一般職員34人と臨時事務職員9人に対して、川内庁舎の一般職員36人、臨時事務職員8人で、合計すると大畑庁舎が43人、川内庁舎が44人と川内庁舎が1人多くなっていますが、人口比較では川内地区より大畑地区が3,391人多くなっています。なぜこのような職員配置になっているのか。

そして、旧町村地区の地域振興費については、各地区の緊急の課題に迅速に対応するよう、市長のご配慮により各庁舎に一律200万円が予算計上され、所長の裁量で自由に使われているわけですが、人口8,207人の地区と2,028人の地区では4倍以上の差があります。これは、人口の多いところも少ないところも行政需要が同じだということなのかお尋ねをいたします。

質問の第2は、人口減少への対策についてであります。昨年10月に行われた国勢調査で、青森県は秋田県に次いでワースト2位の減少率であったといえます。年少人口と生産年齢人口が大きく減少して高齢人口の比率が爆発的に増大する、そしてこの傾向が10年、20年と続いた後は、まさに加速度的に人口減少が進んで居住域の縮小、集落の消滅、かつての中心市街地が空き家の連なる廃墟のまちなりになる可能性があります。

特に農山漁村地域では、集落の維持が困難になる限界集落が今ふえています。大畑の木野部集落を例とすれば、磯浜で生産される乾燥ふのりやワカメなど、海産物の販売や村祭りの運営が困難になっています。公共交通機関での通院や買い物が、特に冬期間は困難になっています。ひとり暮らしの高齢者が多くなって、コミュニケーションの機会がなくなっているなど多くの課題が内在しています。このような地域に集落支援員を配置して集落を点検し、結果を集約して住民に周知する、さ

らには行政と住民、外部の有識者の参加を求めると、話し合いの中から解決策を見出し、住民の生活を支える仕組みをつくるべきではありませんか。市長のご所見をお伺いいたします。

質問の第3は、漁業の振興対策についてですが、陸奥湾での漁業はホタテやアカガイの養殖、ナマコの増養殖など、高水温の影響を受けながらも比較的計画的に漁業が行われていますが、津軽海峡の漁業は波が荒いため、計画的な漁業が成り立ちにくい環境にあります。近年水温上昇により海水に含まれる栄養分が減少する貧栄養や、ウニの食害等により海藻が生えなくなるいそ焼けが広がっています。海藻が生えなければ生き物がいなくなるというのが食物連鎖の本質であります。大きく育った価値ある魚介類を収穫するためには、海中の生態系が豊かでなければならない。そのためには、海の栄養分が豊富でなければなりません。

昭和30年代から40年代にかけての大畑の沿岸では、浜辺で製造するイカの残渣が海に流れて、それをえさとするイサザ、ヒラツメガニ、エビジャコなど多くの生き物がはぐくまれて、豊かな波打ち際の生態系が形成されていましたが、現在は非常に生物の少ない、あるいは小型化の傾向が見られます。

むつ市議会第197回定例会では、製鋼スラグを用いた肥料について申し上げましたが、これはコストが高いこと、あるいは成分に問題があるため北海道寿都町では魚かすと間伐材のチップで藻場形成用の肥料を製造し投入しており、藻場が再生しているといえます。寿都町産業振興課では、費用をかけて処理していた魚かすを豊かな水産資源の保護に役立て、循環型社会のモデルにしたいといい、北海道水産部は魚かすは発酵で分解されるため廃棄物の海洋投棄に当たらないとしています。

海水温の上昇など、海の環境は変化しています。自然環境が高水温、貧栄養と変化する中でどのように漁業者の収入を確保していくか、それは地域経済に活力を与えていくまさに雇用の確保であり、生活の安定であり、人口減少の防波堤であります。これら対策について、むつ市議会第197回定例会では、いそ焼けの状況については十分認識し、その対策の必要性は重々承知しているとの答弁でしたが、どのような対策を講じられたのかお伺いいたします。

質問の第4は、下水道受益者負担金の免除規定の運用についてですが、むつ市議会第208回定例会での答弁では、減免基準やその申請についての文書を同封し周知を図っている、ご高齢の方は細かい文書を読んでもいただけないなど、その周知が十分であるとは言えない、今後は対象と思われる世帯などに戸別訪問を行うなど、よりきめ細かい対応をしますという答弁でしたが、具体的にどのような対応をされて、対象者が漏れなく免除が受けられるようになったのか、さらには国保税や各種保険料等、各納付金の免除規定の説明がわからないまま無理な支払いをさせると市民税非課税世帯等低所得者の方々の生活権を行政が奪うこととなります。文書主義、申請主義から市民に優しい聞き取り行政に転換していただきたい。

具体的には、納付案内に免除の手続等条例や規則の条文を細かい文字で載せるだけでなく、冒頭部分に大きく免除を希望される方は市役所に電話をするよう記載するなど、わかりやすい対応をお願いいたします。市長のご所見をお伺いします。

質問の第5は、原子力発電に関する市長の考え方についてですが、3.11の原子力発電所災害発生以来、米や牛肉など農水産物の放射能汚染が広がり、むつ市でも建設資材の汚染被害を受けるなど、これからどのような広がりになるのか、先の見えない手探りの状況が続いています。先日

3キロ以内の立入禁止区域の住民が5カ月ぶりに自宅に立ち入ることを許可されましたが、居住できるのは200年後とも言われ、以前の暮らしに戻ることは不可能と言われます。そして、原子力発電所立地自治体の大熊町が電源三法交付金の申請を見合わせるという、ほかの自治体にも広がっています。わかるような気がします。

福島第一原子力発電所の事故がまき散らした放射能は、広島型原爆の168発分に上り、世界じゅうに拡散しています。そして、汚染された土壌や瓦れきなどの中間貯蔵施設を福島県内につくことに知事が反発しているとされますが、福島県以外に引き受けるところがあろうはずはありません。もちろん金次第というところがあるかもしれませんが。しかし、中間ではなく最終処分の可能性が大きい。市長初め六ヶ所村を含む下北の7市町村長が安全第一に原子力発電を推進するよう国に要求することで一致したといいますが、今後もこの方針が変わりはないのか。そして、国とはいずれのセクションなのか。原子力安全・保安院が信頼できるのか。原子力安全・保安院と東京電力のみならず、全国で電力会社や自治体がぐるになって原発シンポジウムでのやらせ質問など、賛成意見に誘導したといえます。何よりも安全神話と言われるものが国も学者も電力会社も、そして立地市町村や県知事までが危ないものから目を背け、それぞれにもたれ合い、責任逃れをしながらつくり上げてきたものではありませんか。下北半島市町村長の原子力発電推進も、過酷事故を引き起こす原因となった安全神話の片棒を担ぐことにならないのか。残念ながら民主党政権は言うに及ばず、自民党政権時代も役人と学者、業界の言いなりで当事者能力が政治家にもないことははっきりしています。市長のご所見をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず地域政策についてのご質問の1点目ですが、分庁舎の職員配置につきましては、担当からお答えいたします。

次に、ご質問の2点目、地域振興費についてお答えいたします。ご質問の趣旨は、各分庁舎所長の自由裁量により執行できる予算として一律200万円が計上されているが、各地区の人口規模で比較すると、最大で4倍以上の差があるにもかかわらず予算が同額なのは行政需要が同じということなのかとのお尋ねであります。議員ご承知のとおり、地域振興費につきましては、分庁舎において地域住民の方々からのご要望等に対し速やかに対応できるようにとの趣旨で平成21年度から予算へ計上したものであり、これまでに相応の成果を上げてきたものと認識いたしております。

分庁舎の設置につきましては、平成17年3月の市町村合併により、青森県内の市部では最大の面積となった新市においても、合併前の各地区における行政サービスの質を最大限維持していくことに配慮しつつ、規模の違いはありますものの、本庁とほぼ同様の機能を有した部署を設置し、その後実情に即した組織の再編等を経て現在に至っているところであります。しかしながら、分庁舎においては、地域住民の方々へ行政サービスを提供する際、どうしても本庁舎との協議を必要とする場合もあることから、その結果として意思決定に時間を要し、対応がおくれてしまうといった事案もございました。このようなことを踏まえ、分庁舎が置かれている地域において応急的あるいは緊急的に対応しなければならない事案が生じた際には、各分庁舎の所長の裁量によって、柔軟かつ迅速な対応ができるようにとの位置づけで予算計上したのが地域振興費の本来の目的であり、この枠

を超えるような行政需要が発生した場合には、当然のことながら、別に応分の予算措置を講じて対応しておるところであります。したがって、ご質問の地域振興費の予算額につきましては、人口規模が違っていても行政需要が同じだという認識によるものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、人口減少対策についてのご質問にお答えいたします。住民基本台帳に基づく平成23年3月末の本市の人口は6万3,838人で、合併時の平成17年3月末と比較して5.2%、3,504人の減少、そのうち過疎地域に指定されている川内、大畑及び脇野沢の3地区を合わせた人口は1万5,043人で、同様に平成17年と比較して13.1%、2,272人の減少となっており、少子高齢化の進展等を受け、特に旧町村地区での人口減少が進んでいることが見てとれ、今後もこの傾向が続くものと予測されます。

また、各地区の中心部から離れている集落では、人口減少及び高齢化が一段と進み、木野部地区、銀杏木地区等においては住民の半数以上が65歳以上の高齢者となる限界集落となっており、今後において限界集落地区の増加が懸念されますことから、コミュニティーの維持並びに高齢者等住民の生活環境や生活支援に係る対策等が課題となっております。

人口減少は、とりもなおさず生産年齢人口の減少を意味しており、消費や生産力の低下による経済の縮小を初め保健、福祉、医療から産業振興、公共交通、地域コミュニティーの維持や文化伝統の継承に至るまでさまざまな課題を派生させ、各分野において多面的かつ複雑にかかわり、自治体機能に深刻な影響を及ぼすものであります。各部署、庁舎間の連携を緊密にしながら、地域の声にしっかり耳を傾け、課題の的確な把握とその対策の構築に力を注ぐことが肝要であると考えてお

ります。

少子高齢化の進展等に伴う集落対策制度としては、議員からお話がありました平成20年度に創設された集落支援員制度があり、細かな支援につなげるのが想定されるところであります。当市にふさわしい限界集落等を支える仕組みとは何かを勘案しながら、総合的に研究してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、広範な分野に大きな影響を及ぼす人口減少問題につきましては、むつ市議会第206回定例会で御議決いただきましたむつ市過疎地域自立促進計画の着実な推進を図る一方で、人口減少対策について、議員初め市民の皆様方のご協力をいただき、知恵を絞りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、産業政策についてのご質問にお答えいたします。市では、大畑地区の沿岸漁業振興につきましては、漁業経営の安定や漁家所得の向上を目指し、つくり育てる漁業としてアワビ稚貝やサクラマス種の種苗放流への支援や海峡サーモンの養殖事業を推進する一方、トド被害の軽減を図るための網、生けすの整備への支援に努めてきたところであります。

市としてのいそ焼け対策事業の取り組みについては、県の指導を受けながら漁協と連携し、これまでナマコの天然採苗試験や、がごめ昆布の増殖試験等に取り組んでまいりましたが、いずれの事業も試験レベルの段階にあります。

また、沿岸漁場環境の保全につきましては、広葉樹の保護、育成等について関係機関に要望してきた経緯もあり、下北森林管理署からの聞き取りでは、近年は管内での広葉樹の伐採はほとんど行っていないと伺っております。

一方、澤藤議員からご提案のございました魚かすと間伐材を利用した藻場形成用の肥料の海洋へ

の投入については、北海道の一部地域でいそ焼け対策として実施され、効果を上げているとのことですが、本県では海洋汚染への懸念等から実施されていない現状にあります。

市では、今後いそ焼け対策として海洋への施肥投入の可能性について、関係機関からの情報収集に努めるとともに、水産資源の一層の維持増大を図り、漁業経営の安定を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、低所得者対策について、下水受益者負担金を含む各種納付金の減免についてのご質問であります。まず、各種納付金の減免についてであります。税に関して申し上げますと、毎年6月に発送しております納税通知書に制度の内容を記載しておりますほか、むつ市の公式ホームページ及びむつ市政だよりには毎号のように暮らしに役立つ税情報としてページを設け、周知を図っているところであります。さらに、毎月25日から月末までの期間を納税週間とし、平日の夜間及び土曜日、休日についても日中仕事などで納付できない方や納付が困難な方の相談窓口を開設するなど、できる限りきめ細かい対応を行っております。これによって減免申請がされた場合は、職員が申請者の家庭を訪問し、減免の該当要件であります災害などにより財産を失った場合や、病気や会社の倒産などにより収入が減少し、生活が著しく困難となった場合など、生活状況を伺いながら丁寧に説明しております。

今後も各種納付金等も含め、通知書などの記載につきましても、ご高齢の方でも読んでいただけるよう見やすい、わかりやすいに配慮した周知方法を心がけてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

下水道受益者負担金につきましては、公営企業局から答弁いたします。

次に、原子力政策についてのご質問にお答えい

たします。東北地方太平洋沖地震を誘因とした福島第一原子力発電所の事故が発電所周辺地域の数多くの方々に被害を与えているばかりではなく、遠く離れた地域へも被害を及ぼし、さらには副次的な影響を日本じゅうに及ぼしている状況にありますことは心痛むもので、一刻も早い事態の收拾を願いやまないものであります。

一方、地震や津波により東北地方の原子力発電所が停止し、火力発電所も深刻なダメージを受け、さらに送電網で発生した事故により東北地方の住民は長時間にわたる停電を経験することとなりました。追い打ちをかけるように発生した集中豪雨により水力発電所も水没等の被害を受け、低下していた電力供給力がさらに切迫した状態となったことはご承知のとおりであります。

このような状況から、さらなる大規模停電を回避するため、電力使用制限令が発出され、電力の大需要施設には使用制限が課せられ、一般家庭等には節電していただくよう政府から要請があったところであります。これにより今夏の大規模停電は何とか回避できたところではありますが、いまだ電力供給能力が回復しないことから、東北地方において電力使用料が最も高くなる冬場の大規模停電が懸念されるところであります。

資源小国日本という言葉がこれまで多くの場面で使われておりますが、同じように技術大国日本という言葉も使い尽くされております。この日本の高度な技術と安定した高品質の電力供給環境に裏打ちされた製品の製造分野において、今回の電力使用制限や予想される電気料金の値上げなどによるリスク分散のため、主要な企業が海外移転する方向にあり、他の産業分野でも海外移転の動きが見られておりますことから、我が国の経済活動が大きく低迷していくのではないかと報道がなされておりますとともに、これまで培ってきた日本の高水準の技術が廃れていくのではないかと危

惧するところであります。

このように経済活動や私たちの日常生活において電力は欠くことのできない非常に重要なものであり、ベース電力として安定的な供給が可能な原子力発電は、エネルギー資源が少なく、他国からの電力融通が不可能な我が国にとって必要であるとの認識にあります。

一般の原子力事故は、これまでのエネルギー政策、とりわけ原子力に係る政策の転換点となり、事故調査検証委員会の検証結果を踏まえ、安全対策はこれまで以上に強化されていくものと推察いたしますし、国の原子力関連の許認可、規制に係る組織も大きく見直されるとのことであります。市といたしましては、今後も国の動きを注視しつつ、周辺地域との連携を図りながら、市民の安全安心を第一義とし、むつ市発展のため産業振興、雇用確保の観点から国及び県に対し強く発言していきたいと思うものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） ご質問の事項の4、低所得者対策についてお答えします。

下水道事業受益者負担金の減免状況と減免対象と思われる世帯への今後の対応についてですが、平成23年度に新たに賦課された受益者負担金の受益者は237名となっております。このうち現在まで下水道事業受益者負担金減免基準により減免の申請があったものは3件となっております。

減免基準の周知及び減免申請に関するチラシは、細かい状況は列挙せず、連絡先などの活字を大きくして、高齢者が内容などよりわかりやすく伝わりやすい方法で行うことといたします。

また、減免対象と思われる世帯への今後の対応といたしましては、受益者負担金第1期納期限後、特に高齢者世帯の方への電話や戸別訪問の際に個

々の生活状況など聞き取りしながら、当然のことではあります。誠意を持って対処してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 地域政策についてのご質問の第1点目、分庁舎の職員配置についてご説明いたします。

分庁舎にかかわらず、職員の配置につきましては、その基本的な手法といたしまして、毎年度各所属長等と十分に業務の状況を精査、協議、調整を図ったうえで配置しているということに尽きるということをまず申し述べさせていただきます。

そのうえで分庁舎につきましては、総合支所としての機能を維持するためには、地区人口の多寡もかわらず基礎的な職員配置が必要になるということがあります。分庁舎の職員配置につきましては、これらの2点を念頭に行ってきた結果でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 答弁ありがとうございました。

今の職員の配置についてですけれども、川内地区は大畑地区の58.6%の人口なのです。それでも正職員が1名多い、そして臨時職員と合わせて全体として1名多くなっていると。答弁の中で、今分庁舎の所長からの意見を聞きながら配置しているということですが、どう考えたって行政需要が人口の多いほうが私は多いと思うのです。ですから、これは意見を聞きながら適正にとおっしゃいますけれども、私はそうでないと思う。もっとしっかりと各庁舎の実情を把握して、行政需要に見合った適正な私は人員配置をすべきだと思います。どう考えたって、だれが考えたってこんなことはあり得ないです。市長、答弁願います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ほど担当部長からお答え

いたしましたように、分庁舎の配置については、毎年度所属長、所長等、十分その業務の状況を精査し、調整、協議というふうなことで配置し、そしてまた総合支所としての役割を各分庁舎ともあるわけでございますので、その部分において基礎的な職員配置というふうなこと、これらを中心として配置をしておるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） なかなか変えるというような、今の状況がいびつだというようなことをお認めにならないというような、行政は常にそういう立場だろうと、こう思います。

そして、次の地域振興費についても、人口4倍の、あるいは4分の1のその地域と同額の地域振興費だと。そして、かつて決算審査特別委員会でも議論させていただきましたけれども、例えば人口の多いところでは河川の洪水対策、あるいは道路の補修とかに使っていますと。別の地域では祭りのちょうちんを買ったり、集会の弁当代に使っていますと。これは所長の裁量ですから、これはいいわけですが、使い方の問題でなくて、要は4倍のところも行政需要が同じで、同じような使い方がされていないのです。だから、その辺が私はやはり、例えば町内会に対する補助金等でも、まずは基本額があって、それに世帯割、人口割の加算額があって私はしかるべきだろうと。基礎的な行政需要の一定の庁舎の体制を維持するためには、最低限必要な人員というのは、それはあるでしょう。そして、それに見合う職員についても、見合うやはり加算、これが私はあってしかるべきだと思いますが、もう一度お願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど来壇上でもお答えをいたしましたように、基本的に200万円の範囲の中で緊急性、そういうふうなもの、そしてその金額を超えて多くなってくると、澤藤議員もかつ

て職員としておられた経験上、十分ご承知だと思いますけれども、しっかりしたシステムの中で決裁、そういうふうなものを経ていかなければいけない。許容範囲の中では200万円と、その中でそれぞれの地域の要望、それに対して素早く対応できるものと、こういうふうな形で平成21年度から私の政策的なというふうなことで、この部分において予算をつけ、そしてさまざまな形の中で、例えば大畑地区におきましては、老人福祉センターの玄関改修、そういうふうなものだとか、二枚橋の海岸漂着物の撤去、それから庁舎の外周の通路の維持補修だとか、そういうふうな早く対応しなければいけないもの、そういうふうなものについては、庁舎の所長の判断のもとで対応していくと。非常にその部分では、私は評価をいただけるものと、このように思っておるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） まず、職員の配置の問題ですが、私はやはり今のような実態としてこういういびつな状況があるというようなことを念頭に置いて、もう一回ちゃんとした庁舎の点検をしていただきたい。これについてお願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 庁舎の点検というふうなことでございますけれども、現在の配置は、先ほど来お話をいたしましたように、それぞれの庁舎の所長の、そしてその中での配置というふうなことでございます。庁舎の点検等については、さまざまな部分で私も庁舎を訪問して、意見を聞き、そして情報を聞き、指示を出しておるところでございます。その部分については、総合的な形の中で庁舎、各分庁舎の点検、そして本庁舎も当然そうでございますけれども、その部分については十分これからもさまざまな部分で、総合的な形の中で点検は進めていきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 巨大な権限を持つ市長ですから、その辺はなかなか前向きなといいますか、見直しの答弁いただけないわけですけども、ぜひそういう実態があるのだということをご認識いただいて、今後の市長の行政を進めていただきたいと、このように思います。

そして、次の質問の2の人口減少の問題ですけども、これまでの過疎計画も含めて総合的に検討していくというようなことをございました。本当にこれもう、私はそんなに遠くない時期に集落の機能不全、あるいは消滅という状況になるのだらうと思います。ですから、それぞれの集落の人口構成等から、ひとつどういう形で衰退していくかというシミュレーションをしていただいて、支援の仕組みを構築していただきたいと、このようにこの件については思います。

質問の3でございますが、沿岸漁業の振興対策、いろいろ稚ナマコの採捕をするというふうなことを、ラーバをつかまえて稚ナマコを確保するというようなことをやっておられるようでございます。今ナマコについては漁港の中で細々と漁が行われている、そして稚ナマコの確保についても、非常に狭い範囲でやられているわけですけども、非常に稚ナマコの捕獲の数が数十とか、あるいは百数十とかというふうなレベルの話なのです。そして、よそから稚ナマコを購入して放流するというようなこともやられておるようでございます。そして、がごめ昆布もぜひこれをふやして、ひとつ付加価値をつけた形で生産に導いていていただきたいと。

そして、いそ焼け対策についてでございますけれども、最近の研究では、石の表面に石灰藻という藻が張りついて、その石灰藻が分泌する毒素が海藻の胞子を死滅させるというところまで解明されています。そして、その毒素を除外する能力は、森からの腐植土の成分がその毒素を緩和するとい

いますか、除去するといいますか、そういう効果があるそうです。そして、大きな河川の河口域では、いそ焼けが発生しない、こういう実態があります。というのは、広葉樹を切っていないという、先ほどの国有林のことを市長言われましたけれども、それは河口域では、そういう大きい河川の河口域ではそういう効果があるでしょう。しかし、大きな河川が流入していないそのいそ場、こういうところで非常に真っ白い、ペンキを縫ったみたいないそ焼けが出ているのです。

むつ市役所には、北海道大学水産学部の出身者が3人も4人もおられると聞いています。ですから、ぜひ効果のあるそういう手を、そういう方々が、例えばいろいろなところに分散しているのかもしれない、各部署に。ですから、私は横断的にでもいいですから、そういう研究を今の津軽海峡に面した海域がどういう状況にあるのか、それを解消するためにどういう手があるのかというようなことをもっと力を入れて取り組んでいただきたいなど。これは、今の、例えば大川が流入していない地域でのいそ焼け対策が、そういう施肥で、差し上げた資料のように、藻場が形成されるということになれば、そこでの例えばウニも実の詰まったウニが生産できるというような効果が出てくるわけです。ですから、市長が言われるように、「むつ市のうまいは日本一」、地域の活性化も人口減少を食いとめるのも、もともとの産業を大きくする以外に方法は余りない。だからこそ市長は、「むつ市のうまいは日本一」の公約を掲げたのだと私は思います。

先ほど寿都町の事例を申し上げました。きょうは、根室漁協と寿都漁協の参事を歴任された方がお見えになっておりますけれども、寿都町では以前から町と漁協が一体となっていそ焼け対策を含む漁業振興を行ってきたといいます。ぜひそういう総合的なチームをつくって、総合的な対策が津軽

海峡海域で沿岸振興に資するそういう方向性を見出すためにも、職員の方々のそういうチームで取り組んでいただきたいと思いますわけですが、市長のご所見をお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 澤藤議員から、もともとの産業、第1次産業、これを育成するというふうなことでのご評価をいただきました。まさしく私は、そのとおりでございます。つまり新しい産業を興すには、また企業誘致も今こういうふうなグローバルな時代の中ではなかなか厳しいものがございます。それはもう世界との競争になるわけでございます。まず地元で育てている、地元にある、そういうふうな産業をしっかりと、これはつまり第1次産業でございます。それを育てていくということによって、まず精神誘導からして「むつ市のうまいは日本一」、そして皆さんその地元のものを食べようと、地産地消していこうというふうな形での私は運動を今展開しておるわけでございます。その部分についてはご理解をいただいているものと、このように思います。

そこで、稚ナマコの数が少ないとか、そういうふうなこと、これはやはりちょっとよくわかりませんが、外洋の部分と内海の部分、こういうふうな部分での非常に難しさがやはり外洋部分はあろうかと思えます。これらも研究を今しております。

さらに、この陸奥湾内では非常にナマコの状況がよくて、例えばさまざま施設の状況、貝殻の部分だとか、石を投石した場面で非常にナマコが順調に育っているというふうな状況でございます。決して私は海峡沿いのほうに目を配っていないというふうなことではございません。そこを理解はまずしていただきたいと、このように思います。海峡サーモンにしても、トドの対策、こういうふうなものに対しても、これからサクラマスの子魚、

そういうふうなものについても、大畑川を使った形の中での、そういうふうな政策の展開、これから今着実にこの4年間の中で進めていかなければいけない。つまり第1次産業、これを大切にしようというふうな気持ちは澤藤議員と全く気持ちを同じにするとおりであり、そして森林を大切に育てる、それによって森は海の恋人とよく言われますように、そういうふうなことでの対応もしっかりしていかなければいけない。

ただ、職員の部分において、先ほどある大学の水産学部と、こういうふうな話、3人、4人というふうな話をされましたけれども、その学部によって私はその職務を限定してしまうと、そこだけの形の中で、行政が総合的な形の中で展開はできないものと、私はそこだけの職務に定着させてしまうというのは、交流、そしてまた職務のこの部分においては非常に将来的に懸念が出てくることであろうかと、こういうふうな思いをしておりますので、学部にこだわらず、例えば理科系の人間でもこういうふうな行政職もあるわけでございます。そういうふうな形で、その部分については固定をさせない方向で今人事を進めておるわけでございますけれども、一つの参考意見として澤藤議員のご提言は承りたいと、このように思います。

そういうふうなところで、専門的な部分、意見を徴すると、こういうふうな場面もまた出てくるかと思えますし、澤藤議員資料を提供なさったようなお話ございました。そういうふうなものをどんどん、どんどんご提供していただいて、また新しい風を吹かせていただき、新しい知識を行政の中にも注ぎ込んでいただければなと、このように思いますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） 非常にご丁寧な答弁ありがとうございます。

ナマコについても、以前に質疑をしたことがご

ざいますけれども、要は底質がどうなっているかによって、稚ナマコの産卵したラーバが定着するかしないかの、その辺の環境の問題なわけだと私は思いますので、ぜひそういうナマコの増養殖、ふやして漁師の皆さんの収入をふやすということであれば、やはり底質の調査と、例えば陸奥湾でやっているホタテ貝殻を使った産卵礁、あるいは生息場の形成というのも今後ぜひ検討していただきたいと、このように思うわけでございます。

職員の配置のことにつきましては、そういうすばらしい知見を有した方が、例えば3人、4人いるということになれば、人事の手法によってはいろんな、例えば主任あるいは主幹、そして総括主幹とか、いろんなレベルで、必ず水産の担当のところ、そういう知見を有した職員がいるのだという状況をぜひつくっていただきたいと、このようにお願いを申し上げます。

そして、質問の第4ですけれども、免除規定、これ下水道部には大変丁寧なご対応をいただいているということでありました。先日は、遊休地の受益者負担金猶予手続について、対象者のお宅を訪問してご対応をいただきました。大変感謝しておられました。ありがとうございます。今の受益者負担金の対応というのはすばらしいと私は思います。ですから、ほかの各種納付金の、あるいは保険料等についてもぜひ、先ほど壇上からも申しましたけれども、文書主義、申請主義から市民に優しい聞き取り行政に転換していただきたい。というのは、例えば大きく書いたけれども、どこまで高齢者の方が理解しているか、その1行でも書いた部分がしっかり理解されて対応をとれるかというのは、これ非常に今のこの高齢化が進んでひとり世帯が多くなってくると、かなりそれは厳しい状況になるのだらうと思います。ですから、そういうことを念頭に置きながら、ぜひ改善策を市長、全庁的にこれは、こういう場合にはどうすれ

ばいいかというようなことを研究していただきたい。

そして、当然のことながら、未納が発生したら、その未納をした方に訪問して、その未納の状況、事情、これらを聞き取りして、適切に未納の措置がとられるように、これはお願いをいたしたいと。これ答弁お願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 行政から届く文書というのは、非常にわかりづらいというふうなことは、私自身もそう思います。さまざまな税の問題だとか、そういうふうな形で、カラーペーパーに、そして印字をしているのですが、なかなか目が届きにくい部分もありますし、わかりづらいというふうな形で、もう少しインパクトのある表現方法、要するにチラシのつくり方です。「納税についてお困りの方は」とか、そういうふうなところのキャッチコピーをばんと入れて、そういうふうなことを澤藤議員はご要望だと思いますので、チラシのつくり方、そういうふうなものは研究をさせていただき、よりわかりやすい形で進めていきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） もう一つ確認させてください。今の第1期目の未納の取り扱いについての答弁をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 今の質問についてお答えいたします。

未納者につきましては、納税相談等で相談を受け付けておるわけでございますが、澤藤議員おっしゃいますとおり、これからは訪問等にも重点を置き、相談をして、一緒になって解決してまいりたいと、そのように思います。

○議長（富岡幸夫） 6番。

○6番（澤藤一雄） ありがとうございます。

5番につきましては、再質問をいたしません。

これまで市長初め職員の皆様には大変お世話になりました。心から感謝を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時03分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎千賀武由議員

○議長（富岡幸夫） 次は、千賀武由議員の登壇を求めます。14番千賀武由議員。

（14番 千賀武由議員登壇）

○14番（千賀武由） 大畑選挙区選出、政友会会派の千賀でございます。改選前の最後の定例会、むつ市議会第209回定例会において一般質問を行います。市長並びに理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁を願うものであります。

質問に入る前に、一言申し述べさせていただきます。まず、宮下市長におかれましては、去る7月の市長選挙において、絶大なる支援で2期目当選を果たされました。まことにおめでとうございます。市長には、健康に留意されまして、むつ市民6万有余人の幸せのため、誠心誠意ご尽力されまして、さらなるご奮闘を願うものであります。

また、再選後発生いたしましたむつ運動公園野球場の放射能問題ではありますが、調査、分析の結果から、健康への問題とならない結果であり、それでも市民の不安を考え、土、芝を撤去する市長の方針であります。国の動向、専門家との協議を交え慎重に対処することも大事かと思っておりますが、

当野球場は大会もメジロ押しと伺っております。今後いろいろと大会のしわ寄せも出てくると思います。どうぞ市長の判断で一日も早い再開に向けて頑張ってくださいたく強くお願いするものであります。

また、3月11日の大震災以来、まだまだ被災地の復旧、復興が見えず、そして原発問題もまだまだ終わりの見えない状況であります。政界も混乱し、ようやく野田新内閣総理大臣が誕生いたしました。未曾有の大震災に見舞われても変わらない、この国は何が起きたら変わるのででしょうか。これでいいのだと言われるような野田政権の手腕に期待をしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、職員にまちづくり研修と参加について、まちづくりのため職員を研修視察させることについて市長の所信をお伺いいたします。

これからの自治体は、自らの創意と工夫によって、個性豊かなまちづくりを進めなければならぬと言われ、10年後には自治体の取り組みいかんによっては、自治体間に相当の格差がつくだろうと言われております。個性豊かなまちづくりを進めるということは、新たな発想でなければなりません。新たな発想を中高年の職員に求めることは酷であろうかと思っております。事例を申し上げますと、富山県の魚津市では、30歳以下の職員を対象にして、名称もユニークであります。まちづくり探偵団派遣事業を実施しているようであります。若い職員にはいろいろアイデアがあっても発表する場もなく、上からの指示によって黙々と仕事を処理していく、そのうち中年になり、卒にはまった職員になっていくのが実態ではないでしょうか。

そこで、まちづくり活性化のため、若手の職員を視察研修に派遣させてはいかがでしょうか。行政主導でなく、民間団体や住民が協力してまちづくりに取り組んでいる事例を見ることは職員の視

点を転換させることにもなろうかと思えます。また、経費も多額なものにはならないと思うところではありますが、毎年数人を1班として派遣することについていかがお考えかお伺いをいたしたいと思えます。

次に、まちづくりのためのアイデアの募集であります。これは、職員はもとより市民も対象に毎年二、三回定期的に募集したらよいアイデアも出てくるであろうし、まちづくりに参加するといった意欲もわくのではないかと考えますが、市長はいかがお考えでしょうかお伺いをいたしたいと思えます。

次に、住民から役所に寄せられる苦情や要望について、文書化することについて質問をいたします。住民から役所に対して毎日のように要望や苦情が寄せられていることであろうことは想像にたくありません。来庁して直接申し出たり電話で連絡されることもありましょう。問題は、それをどう扱うかであります。内容が自分の扱う事務に関連があり、自分のミスにつながるものであれば握りつぶそうというのが人情でありましょう。また、ミスでないとしても、職員個人の判断、感性により聞き流されてしまうということもありましょう。それが結果として住民の意見が行政に反映されない、住民無視の行政だということにつながります。

そこで例を申し上げますが、熊本市ではこうしたこととは関係がないのですが、市民や市議会議員からの苦情や要望に適切に対応するため、庁内統一の相談記録票を作成し、上司への報告、相談の決定を図っているそうであります。記録票には、担当者名、受け付け日時、申し出人の住所、氏名、相談内容の要旨を記入し、軽微な事案を除いては部長、局長に報告、部長、局長の判断によっては市長、副市長等にも報告する仕組みにしているそうであります。記録文書は、情報公開の対

象となるので、本市においても住民の苦情、要望を文書化することについて市長のお考えをお伺いいたしたいと思えます。

次に、空き缶散乱防止対策について質問をいたします。本市も降雪地帯という特殊性があるため、冬期間は車の中から空き缶を捨てても降った雪で姿を隠します。春になり雪が解けますと、缶の上に缶が重なり、ビニール袋に空き缶がいっぱい詰まった袋など、全く醜い姿が市道、国道の両側にわたって展開されているのであります。これは、当市の住民が捨てるものより、本市を通過する他市町村の方が捨てる例が多いのではないかと感じているわけでもあります。こういうことから、当むつ市はまだ条例の制定あるいは要綱の制定もないと思えますが、市長は条例なり要綱なり制定をするお考えがないかお伺いをいたします。もし制定を考えているならば、いつごろをめどとしているのかお答えを願いたいと思えます。

また、次に提示することについて取り入れを考えているかないかお伺いもいたします。もし取り入れないとするならば、その理由をお聞かせ願いたいと思えます。

第1に、立て札等散乱防止看板の設置についてであります。市内を通過する車から投げ捨てられることが多いことから、ぜひ必要であると感じますが、どのように考えているかお伺いをいたしたいと思えます。

第2に、空き缶回収の問題であります。現在は、定期的に業者が回収に当たっておられますが、そのほかにボランティア活動としてお願いして、その活動に援助することについてはいかがお考えかお伺いをいたします。

第3に、ガソリンスタンドでのビニール袋の配布、ごみ持ち帰り運動の実施についてのお考えはどうかお伺いをいたします。

次の質問、観光振興についてであります。滞

在型家族旅行村の建設について質問をいたします。リゾートといえばホテル、ゴルフ場、スキー場の3点セットでありましたが、バブルの崩壊とともに各地区で立ち消えになっている例がよくあります。しかし、週休2日制の定着あるいは時代と意識の変化によりバカンスを楽しむといったことは今まで以上に到来すると思うのであります。現在は1泊型、日帰り型となっておりますが、やはり費用の問題もネックであります。

そこで、滞在型家族旅行村の構想であります。一例を挙げますと、新潟県の旧川口町では、雇用促進、農業生産の向上、若者の定住を合い言葉に昭和54年から滞在型家族旅行村構想を推進してきたモデル町村で、広大な敷地に野球場、ゴルフ場、テニスコート、キャンプ場が点在し、各種の施設を家族ぐるみで楽しみながら、緑豊かな高原で余暇を過ごしてもらおうというものであり、宿泊施設の利用料金は1人5,000円ぐらいと伝えられております。当むつ市は幸いにして観光資源が豊富などころでもありますし、余暇を家族ぐるみで楽しむ施設をつくることは可能かとも考えられますが、市長は滞在型家族旅行村を建設することについていかがお考えかお伺いをいたしたいと思いません。

最後に、子供の健全育成対策についてお伺いいたします。子供は、その家庭の宝であると同時に次代の社会を担う一員としての宝でありますので、大事に育成されなければなりません。では、現在の子供が家庭と社会の両面で大事に育成されているかということ、表面的には大事にされている、つまり過保護の状況にあるのが実態ではないでしょうか。そのために、中身においては大事にされていないという言い方もできるのであります。学校ではいじめがある、外に出ては非行に走る、その数は決して多くはありませんが、少なからず強く根を張っていると思うのであります。これは、

家庭の責任だ、学校の責任だといった責任追及論のみで解決される問題ではありません。社会全体の問題としてとらえ、解決のために取り組む必要があると考えるものであります。

そこで、しつけの問題について提言をし、教育委員会の考え方をお伺いいたしたいと思えます。集団でいじめをする、雑巾を絞ることができない、朝食を食べないで登校するといった実態がありますが、これはきちんとしつけられていないことによるものと考えます。戦後の荒廃期に育った子供たちが今お父さん、お母さん、そして先生にもなっています。この年齢層の人たちが十分にしつけられて育ったかということ、そうとも言えません。終戦を境にしての物の見方、考え方が一変したために当時の親は自信を持ってしつけられなかった、その子供たちが十分なしつけを知らず成長し親となったが、親から伝承されなかったしつけを子供にすることができないといった基本的な問題が介在していないでしょうか。

そこで私は、しつけの指導書をつくり、学校、家庭に配布することを提言いたしたいのです。指導書は、有識者で構成する委員会ですら十分に審議、検討したうえで作成し、学校教育におけるしつけ、家庭教育におけるしつけを中心とした内容とし、学校、家庭に配布することについていかがお考えか所信をお伺いいたします。

以上を申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 千賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、職員にまちづくり研修と参加をのご質問の第1点目、毎年職員を視察研修に派遣してはについてお答えいたします。職員研修につきましては、職務上必要な知識、技術を習得するうえで非常に効果的であり、他の地方公共団体やさまざま

な分野の担当者との意見交換、交流による自己啓発の効果は大きなものがあると認識しており、これまでも積極的に対応しているところであります。若い職員を民間団体やまちづくりに取り組んでいる事例を視察研修させることによって、自らの創意工夫により個性豊かなまちづくりに活躍し得る人材を育成すべきとの議員のご指摘は、私も全く同意見でありまして、例えば税務課職員を対象とした徴収研修など、担当する職務におけるスキルアップを目的とした研修が多い中、民間の先進的取り組みを研修する機会にも意を用いてまいりました。近年では、平成20年度には大分県竹田市の民間団体の取り組みについて学ぶため、「地域住民参加、農商工連携の長期滞在型観光に学ぶまちづくりのしかけ」を研修するプログラムに若手職員を派遣しております。平成21年度においては、青森県市町村振興協会主催の研修事業であります海外研修にも派遣し、フランス及びイギリスにおける農業振興による定住促進や、住民と行政の協働による地域振興などを視察する機会も活用しておりますし、平成22年度には行政、住民、NPO等との連携により、まちづくりに係る研修などにも職員を派遣しております。

また、民間団体への派遣としては、平成11年度から平成22年度まで財団法人電源地域振興センターに7人の職員を派遣し、発電施設等を抱えている全国の電源地域の地域振興施策のバックアップに参画するとともに、当市に戻ってからは地域振興に係る業務において、その研修成果を発揮していただいております。

さらに、平成22年度からは各種研修のフィードバックとして、参加した研修の成果について、庁内研修で講師として発表していただくといったことなどにも積極的に取り組んでおりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、市民から定期的にまちづくりアイデアを

募集してはどうかとのご質問についてであります。これまでも市長への手紙、おでかけ市長室などを通じて市民の皆様からたくさんのまちづくりについてのご提案をいただいているところであります。これらのご提案、ご要望については市政運営の原動力として予算編成などを初め施策や事務事業立案の際に参考にさせていただいているところであります。既にまちづくりのアイデアや施策を提案する制度を設けている自治体もございますし、市民協働参画の基本であります計画、実践、評価等の各段階において市民の参画を促進していくという観点からも、この部分は重要なことでもありますので、検討させていただくとともに、さらにその手法につきましても、より実効性を持たせるために、身近なことから将来の構想段階に至るまで、市民の皆様から自由な発想をどんどん出させていただくような工夫がさらに必要ではないかと思うところであります。このことは、まさに議員おっしゃいますところの自治体が自ら創意工夫していく力、また自治体そのものの力というものを高めていくためにも必要なことであろうと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、住民要望の文書化についてでございますが、住民の苦情、要望を文書化することにつきましては、担当からお答えいたします。

次に、ご質問の空き缶等散乱防止についてであります。ご質問の第1点目、空き缶等散乱防止対策に関する条例、要綱を制定できないかについてであります。平成17年4月の環境省のまとめによりますと、空き缶などのポイ捨てを禁止する条例は、全国市町村の約42%に上る1,033市町村が制定しており、現在では相当数の自治体において制定されているものと思われます。

この条例の内容を要約いたしますと、対象となるごみは空き缶、空き瓶、たばこ、ガムのポイ捨て

てといった主に住民や観光客のモラルの欠如から発生するごみに限定しており、対象区域については公共の場所、観光地など、自治体の事情によって異なっておりますほか、罰則規定につきましても、自治体によって、また異なっております。

青森県内市町村におきましては、中泊町で制定されておりますほか、青森県においては平成9年に青森県空き缶等散乱防止条例が制定され、主に空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、ガムのかみかすといったごみの散乱防止について、特に重点的な取り組みを図る地域を指定しており、この中でむつ市については恐山を初め5つの観光地を指定しております。

重点地区に指定された区域におきましては、罰則を規定し、条例制定による抑止効果を高めておりますほか、青森県独自の広報等による啓発活動や、市町村に対する援助を初めとして各種対策が講じられているところであります。

議員がご指摘のとおり、市内の一部地域におきましては、雪解け時に空き缶等の散乱が見受けられますことから、その対応策を講じてまいりたいと考えておりますが、当面は青森県空き缶等散乱防止条例による各種施策に協力をいたしますとともに、その効果を見守ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、議員ご提案の空き缶等散乱防止対策に対する市の考えにつきましては、担当より答弁をいたします。

次に、滞在型家族旅行村の建設をについてのご質問にお答えいたします。近年の旅行形態を見ますと、団体旅行から個人、グループ、家族型へと移行し、見る、遊ぶ、食べるから、体験する、学ぶ、食べるというように変化しております。そのことから、家族にターゲットを絞った長期滞在型施設の構想は理解できることではありますが、新たな建設となりますと、建設費用、さらには用地

の確保など検討が必要であろうと考えます。現在むつ市には早掛レイクサイドヒルキャンプ場、薬研野営場、野平高原キャンプ場、脇野沢七引園地など自然を楽しめる施設がございます。これらの既存施設の整備をしながら、家族旅行村的な施設として利活用できるよう進めてまいりたいと考えております。

また、これからの観光地で大事なことは、受け入れ態勢の強化であろうと考えます。私が会長を務めます下北観光協議会では、一昨年より着地型旅行商品の造成に取り組んでおり、昨年の東北新幹線全線開業に合わせ、約40種類の商品を造成し、「感動半島しもきた」と題した着地型旅行商品パンフレットを作成しております。これは、むつ下北に来て楽しめるメニューが数多くあることによって、1泊が2泊になり、長期滞在につながっていくものと考えます。今後もできた商品のブラッシュアップ及び新たな商品開発に努め、むつ下北への誘客を図りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

5点目の子供の健全育成対策につきましては、教育委員会より答弁いたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 千賀議員のしつけの指導書を作成してはどうかとのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、今日学校現場におけるいじめの根絶、不登校の解消は喫緊の課題であり、子供たちへの道徳の指導を初めとした心の教育のあり方が問われております。あわせて家庭や地域の教育力の低下、さらには社会全体のモラルの低下が子供たちの健全育成に当たって問題ともされております。教育とは、学校、家庭、地域が一体となっていくものであるという原点に戻り、それぞれの役割と責任を果たしつつ、子供たち一人一人の社会的自立に向けて基本的な生活習慣の確

立、自制心や規範意識の醸成に努めていく必要があることを改めて確認させていただきました。

このような現状を踏まえ、人間としてしてはならないことへの指導や善悪の判断、そして思いやりや譲り合いの精神などの基本的なしつけにかかわる教育を社会全体で推進すべきであるという議員のご提言には心より賛同するものであります。しかしながら、教育委員会としてしつけの指導書を作成し、学校や家庭に配布することの事業化に当たっては、市内の各学校の実情を十分に把握したうえで判断していく必要があります。

まず、学校におけるしつけの指導書についてであります。現在各学校においては、基本的な生活習慣や学習習慣などを身につけさせるために、学校生活のマナー、学習の約束、夏休みの過ごし方などなどさまざまな生活面でのマナーや約束事をそれぞれの学校や子供の実情に応じて作成し、日々繰り返し指導しております。さらには、月ごとにみんなで守るべき生活目標を掲げ、子供自身の点検、評価活動によって、その定着を図るといった主体的な取り組みも行われております。

また、新学習指導要領完全実施に伴うこれからの学校教育においては、道徳教育が重視されており、その中でも特に公共心、社会性、勤労観などの道徳心の育成が強調されております。各学校においては、週1回の道徳の時間はもちろんのこと、毎日の全教育活動を通じて道徳心の育成に努めているところであります。つきましては、これらの取り組みや指導を通じて学校におけるしつけの充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、家庭におけるしつけの指導書についてであります。家庭教育における基本的なしつけの指導の大切さについては、各学校とも十分認識しており、これまでも学校だよりや生徒指導に係る各種通信を通してお願いしてきているところであり

ます。しかしながら、今日議員ご指摘のようなさまざまな困難を抱える家庭も少なくありません。そのような家庭にあっては、一様にお願いの文書を配布するだけでは家庭教育が改善されるわけではないため、先生方が誠意を持って家庭訪問を繰り返し、それぞれの家庭との信頼関係を深めていくことに努めているところであります。

このようなことから、教育委員会といたしましては、しつけの指導の重要性を十分に認識しつつも、その指導書の作成、配布については今後の課題として十分に時間をかけて検討してまいりたいと考えております。まずは、現在各学校がそれぞれの事情に応じて取り組んでいるしつけの指導にかかわる家庭や地域と連携した教育の営みを充実させるとともに、全市挙げての道徳教育の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 千賀議員のご質問の第2点目、住民要望の文書化についてご説明いたします。

市民や関係各方面から寄せられる行政に対する苦情、要望等につきましては、市民相談室設置規則に基づき、本庁舎にあつては秘書広聴課、分庁舎にあつては管理課が窓口となって受け付けているところでございます。

受け付けた苦情、要望等につきましては、秘書広聴課及び分庁舎管理課において市民相談カードを作成し、関係課等に合議するとともに、関係課では調査検討のうえ、その回答、処理について担当部長の決裁を受けることとしており、それらについては月ごとにまとめ、市民相談月報として市長まですべて報告することとしております。

決裁後の文書は、内容により分類したうえで秘書広聴課及び各分庁舎管理課で保管する流れとなっておりますことから、苦情、要望等の対応につ

きましては、文書化して処理を行っているところでございます。

また、平成22年度におきまして、おでかけ市長室や市長への手紙など各種広聴事業を初め市民から寄せられる意見や要望等に対する庁内の検討状況、回答などをデータベースに登録し一元管理することで全庁的に情報共有を図ることができるシステムを構築し、今年度から運用を開始しております。これらの案件については、進捗があるごとに更新することによりまして、お尋ね、お問い合わせがあった折には、担当者が不在でも、検索によりその事案がどうなったのか、あるいはどうなっているのかということに対してお答えできるようにしていくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 市長答弁に補足説明させていただきます。

千賀議員ご提案の空き缶等散乱防止対策に対する市の考えについての第1点目、立て札等の散乱防止看板の設置についてでございますが、市では空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻等に限定せず、廃棄物の不法投棄の未然防止のため、市政だよりへの掲載やホームページでの防止を呼びかけており、廃棄物の不法投棄多発地区には不法投棄禁止の啓発看板を設置しておりますほか、町内会や土地所有者など市民の要望があった場合、啓発看板を提供し、設置していただくことといった状況でございます。

議員ご指摘にございますような空き缶の散乱が見受けられるような場所への対策として、空き缶等の散乱防止に内容を特化した看板の製作、設置も検討したいと考えてございます。

次に、第2点目、ボランティア活動の援助についてでございますが、市では例年各町内会単位等で実施しております清掃活動の際には、希望する

団体に対しまして、側溝清掃用の布袋、散乱ごみ回収用のボランティア袋、殺虫剤及び消毒剤を無償で提供してございます。このほかにも市ではボランティア清掃活動を実施していただいている団体に対しまして、ボランティア袋を無償で提供し、その活動の支援をしてございます。

最後に、3点目のガソリンスタンドでの持ち帰り運動用にビニール袋の提供をとのご提案につきましては、セルフサービス方式のガソリンスタンドがふえており、その他のスタンドにおきましては営業サービスの一環としてごみをあえて引き受けている場合もあり、行政が立ち入るには今のところ慎重にならざるを得ないものと考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） 市長並びに教育長におかれましては、丁寧なご答弁、まことにありがとうございました。

質問事項の順番に何点か再質問をさせていただきたいと思っております。まず、職員のまちづくり研修と参加についてであります。市長の答弁でいろいろ取り入れているようでございまして、すばらしいことと感銘するとともに理解をいたしました。ありがとうございました。

そこで1つだけ、研修規則の制定なるものをどう考えておられるかお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。例を挙げさせていただきますが、1つにはまちづくり推進のための調査研究、地域間交流事業、地域の活性化の研修事業と、2つには産業活性化の推進のための特産品の開発、地場産業の発展、産業の人材育成の研修事業など、3つには文化、スポーツ推進のための新たな文化の創造、スポーツ指導者育成の研修事業などを項目別に具体的に定め、そして事業計画、活動計画を付して申請、認定すべきことも規定するなどして、適切なこの計画により

実施された研修がより一層の効果があると考えますが、こうした規則の策定をすることについてはいかがでしょうか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 千賀議員の再質問でございます事業計画、活動計画等を取り入れた研修規則の策定でございますけれども、私の2期目の公約であります「市民協働参画の社会づくり」というふうなことは、この部分で職員がまちに出かけ、そして市民の声を聞くというふうな、非常にその部分と大きなかわりがあり、まさしく私の「市民協働参画の社会づくり」というふうなこと、これは行政主導ではなくて民間主導の中でのさまざまな意見を聞くというふうなところは、相通ずるというふうなものに感じておるところでございます。

また、平成22年度には、むつ市行政改革実施計画、この中で人材育成プランというふうなことで策定をすることとしておりまして、その中で議員ご提案のもろもろ、研修制度につきましては鋭意検討させていただきたいと、このように思います。平成22年度には、新採用職員研修において各部署の監督者及び人事担当者が内部講師として講義を実施すると、平成23年度には、今年度になりますけれども、外部研修受講者による職場内勉強会の試行、検証と、そして5年次研修、10年次研修、管理監督者研修及び職場内研修、これについて検討し、平成24年、平成25年、平成26年というふうな形の中で、特に来年度は人材育成プラン、この策定に着手をして、平成25年度には、その人材育成プランの策定というふうな形で計画的に進めておるところでございます、その中で研修規則等の策定も視野に入ってくるものと、このように思います。

また、私は特に職員に対しましては、常に市民

目線を忘れるなというふうなことで、新採用研修では若手職員に対して、まちを歩けば必ず行政課題とぶつかり、そういうふうな気持ちで、職員であるとともに市民であると。一たん市役所の職務を離れたら、やはりその部分において全体の奉仕者としての立場をしっかりとわきまえながら、市民としての目線、この中でまちを歩けば行政課題に必ずぶつかるものだから、そういうふうなところに常に鋭敏であるというふうなことを話しておるところでありますので、少しずつその部分において自らの担当の仕事以外についても職員が非常に関心を持ってきて、さまざまな部分で意見交換がなされていると、このように私は認識しております。

また、今年度の新採用職員に対しましては、私が新採用職員等の研修も行いましたけれども、その後を受けまして、また副市長初め担当部長等が、各部長が研修を行いましたけれども、その後今度はまとめて、若手職員からその構想、これからのまちの構想、こういうふうなものを、まちづくりの提案書を今度私が説明を逆に受けるというふうな形、そういうふうな形で職員と私、また部長級、先輩職員とのさまざまな形、そういうふうな形で職員間の交流、意見の交換、そういうふうなところを現在ふやすべく努力を重ねているというところでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） 市長にはいろいろとありがとうございます。ネクスト50に向けたこのすばらしいむつ市を築くには、私はこれからの若手の職員も大きく育ててほしいと思います。それと、まちづくりのためのアイデア募集等も取り入れて、いろいろとまちづくりのために実施してほしいと思います。

むつ市で掲げております「人と自然が輝く や

すらぎと活力の大地 陸奥の国」、そして「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」を着実に進めるよう取り組んでほしいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の住民要望の文書化については、わかりましたので、これからの方策もいろいろおありのようですので、その姿勢に期待をしたいと思います。

次に、空き缶の散乱防止でございますが、市長からは検討し、見守るといふことではございました。答弁を伺ひ、それなりに理解をいたしますが、むつ市はむつ市でそれなりの制定に向けての今後にも期待をしたいと思いますので、申し述べさせていただきます。

また、提案いたしましたことにつきましても、ほんの一部の提案であります、そのほかのものについても可能なものは進めていただければと思ひます。

それから、ごみ、缶類の持ち帰り運動について一言申し上げたいと思ひますが、大畑のあさひな丘球場では、大会があるごとに、缶、ごみの持ち帰り運動の励行をずっとお願ひをしております、それなりの効果を上げているところもありますので、ご紹介をさせていただきます。

それでは、1点だけ質問いたしたいと思ひますが、私が先ほど3点例示しましたけれども、それ以外で現在市として考えていることがあればお示しを願ひたいと思ひますが。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 現在、過去においてもそうでございますが、市としては今お話ししたもののほかに、防止強化のために不法投棄常習地区には、例えば県から借用した監視カメラを設置した場合もございませうし、また平成22年度と平成23年度に地域グリーン・ニューディール基金を活

用いたしまして、不法投棄、散乱ごみ等の監視、撤去の回収事業を行っておりますほか、大畑地区には定員2名のむつ市不法投棄監視員を配置いたしまして、空き缶等の散乱、未然防止回収に努めてございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） ありがとうございます。この空き缶散乱防止の対策についても、いろいろな考えもおありでございませうが、今後皆さんに喜ばれるクリーンむつ市を目指して頑張っていたきたい、そのように思ひます。

次に、滞在型家族旅行村の建設でございますが、貴重な観光資源に、これは磨きをかけて、またむつ市各地区における観光の活性化のためには、やはり特色ある取り組みが必要とも考えませうし、滞在型観光にも、これは取り組んでほしいなと思ひわけございまして、先ほどの市長の答弁にもあったほかに、私は市で廃校になった校舎とか、そういうグラウンド等があるわけですが、これも新築となれば非常にお金がかかりますが、そういうことによって、工夫によって再利用が可能かとも私は考えませうが、そこらあたりについてのお考えはどうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） 閉校した校舎を再利用して滞在型家族旅行村をつくることのできないかとのご質問にお答えいたします。

まず、閉校した学校施設の現況についてご説明いたします。合併以前に閉校した学校を含めまして、現時点では教育委員会が所管しております施設としては、むつ地区で4施設、川内地区で7施設、大畑地区で3施設、脇野沢地区で同じく3施設の合計で17施設があります。これらの施設の現況でございますけれども、利用状況でございますけれども、むつ地区では中野沢小学校が軽スポー

ツの利用団体に施設開放しております。そのほかには、金谷沢小学校は地域の方々にもご利用いただいているという状況でございます。

川内地区にあっては、旧第一川内小学校は移転した新川内小学校の倉庫として利用しておりますほか、桧川小学校では弘前大学教育学部との連携による教育研修や教員免許更新のための講習会や各種講座の会場となって利用しておりました。しかしながら、一昨年ですけれども、冬期間にこの桧川小学校の水道施設が破裂したことにより、大規模な改修を要することから、現在ここは利用されていない状況でございます。利用できない状況ということになっているということです。

大畑地区の佐助川小学校体育館は、下北自然の家の出先の拠点として、利用者の運動施設及び海辺の活動後の休憩場所として活用しております。

脇野沢地区の3施設は、地区公民館としての位置づけがありましたけれども、消防設備の老朽化等により集会施設としては利用できない状況になり、現在休館となっております。その脇野沢の地区公民館は、現在は文化財の収蔵や書類などの保管場所として利用している状況でございます。

閉校した学校施設の活用状況は申し上げましたけれども、このほかの閉校した施設についてですけれども、いずれも施設が木造で老朽化が著しい状態にありますことから、書類や物品の倉庫としても利用してございますけれども、今後は順次取り壊しをしていく必要があると考えてございますので、教育委員会としては議員のご期待に沿えるような閉校施設をお示しすることがかないませんので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） わかりました。いろいろ市長、そして教育委員会からお話をいただきましたが、いろいろとこれからも考えてほしい、そのように思います。

それで、滞在型観光の広報活動について1点だけ伺いたいと思います。私たちのこのむつ市、自然環境、温泉などすばらしい観光資源があるわけでございます。交通網の発達により、日帰り、通過型の観光がふえ、現在の経済不況の影響もあり、私はこの観光産業が発展しているとは言えないと思うところでもあります。国も休日を移動させ、そして連休をふやす政策などが行われております。週休2日制もこれは定着をしてくれていると思いますが、やはり連泊するような滞在型の観光は私は需要が高まっていると思いますので、この滞在型の観光にしていけば、ますますむつ市の観光産業の発展にもつながるし、市の活性化、そして経済効果とこれ以上の発展はないと考えるものがございます。

それで、市が率先して関係者と率直な話し合いの場をつくる、ホテル、旅館あるいは民宿の方々の意見を十分聞いたうえで、予算を確保しながら、都市部の宿泊客を呼び込む宿泊の情報を中心とした強力な広報活動が必要と考えますが、そこら辺についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 滞在型観光というふうなことは、非常にむつ下北にとっては重要な課題でありまして、この部分のPR活動、これは下北観光協議会を中心として今行っておりますけれども、40程度の滞在型のプラン、これが小冊子にまとめられて、私も中央に行ったりさまざまな場面でご紹介をしておりますし、また東京周辺に在住しております元気むつ市応援隊、この方々にもさまざまな機会を通じて、会社勤めの方、また退職なされたグループの方々、そういうふうな方々にもご案内を届けるべくさまざまな資料の提供をさせていただいております。

また、ホームページ、これもてっぺん下北、ぐるりんしもきたというふうな形で、さまざまな形

でPRのチャンネルをいっぱいふやしております。また、今度はこれから仕掛けていかなければいけないと思うのですけれども、窓口をどういふふうな形で対応していかなければいけないか。これ非常に大きな課題になっております。これは、下北観光協議会、この部分で今研究している最中でございまして、例えば県外からどこどこに行きたい、どんなあれがあるのだろうと、そういうふうな形で、この窓口を一つに集約をして、そしてその形からお客様に紹介し、そして宿泊、滞在をしてもらうと。そういうふうな窓口、プラットホームと申しますか、そういうふうな形、今検討を重ねておるところでございまして。そういうふうなことが1つずつ着実に進んでいくことによって多くの方々の要望にこたえられる、リクエストにこたえられる形の滞在型観光地、これになっていくものと期待をしておるところでございまして、千賀議員もさまざまな場面でのご提言とご協力のほどをお願い申し上げたい、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） ありがとうございます。これからはぜひ強力な広報活動をお願いしたいと思います。

私は、この通過型観光の多いのは、根本的には長時間かけて見る、遊ぶという魅力がまだまだないということもあると思いますので、やはり長い時間、長い期間の観光にたえるものをつくり、結果として宿泊客の滞在型の増加につながるような施策を講ずべきと考えますので、ひとつ皆様方の、理事者側の頑張りを期待して最後の質問に移ります。

最後は、子供の健全育成対策についてですが、しつけの問題についてはご答弁ありがとうございました。詳しいご答弁ありがとうございました。それでは、非行対策の補導員の委嘱について

は、教育委員会としてはどのような現状になっているのでしょうか、お知らせをお願いしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） 千賀議員の再質問にお答えをいたします。

学校及び教育委員会といたしましては、児童・生徒の非行防止と健全育成のためにむつ警察署等と連携して取り組みの強化に努めております。その内容としましては、土曜日、日曜日はもちろんのこと、夏季休業中、それから祭典時等において、むつ市内の街頭指導や大型店の巡回活動などを実施しております。それには、むつ市学校警察連絡協議会、それからむつ市少年センター、むつ市防犯協会、さらにはむつ地区少年警察ボランティア連絡会など数多くの青少年健全育成団体の方々に協力をいただいて、警察署の方々、そして教職員が連携して活動をしているというふうな状況にございます。

さらには、児童・生徒の登下校や校外生活における事故防止対策といたしまして、むつ市内の郵便局、理髪店、タクシー協会、一般家庭と協力し、こども110番タクシー、それからこども110番の家などの設置協力により子供たちの安全を確保する体制を構築しているところでございます。教育委員会といたしましては、今後も市内全小・中学校が共同歩調で事故、非行防止に当たることができるよう、引き続いて関係機関や家庭、地域との連携強化に努めて一人一人の児童・生徒の非行防止、それから健全育成に努めてまいりたいというふう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 14番。

○14番（千賀武由） ご答弁ありがとうございます。

次代を担う青少年が豊かな個性と能力を培い、

そして非行に陥ることなく心身ともに健やかに成長するため、学校、家庭、地域全体で手をつなぎ、子供たちを温かく見守り、そして励まし、そして時には注意しながら、今後とも子供たちの健全育成に努めてほしい、そのように思います。

これで私の一般質問は終わりますが、最後にもう一言申し述べさせていただきます。

私は、合併後むつ市議会議員として6年7カ月、むつ市発展のため、市民の幸せを願い一生懸命各分野で働かせていただきました。10月15日をもって任期満了となりますが、私は一身上の都合で立候補しないわけですが、この経験をまた何かに生かしたいと思います。議員の皆様並びに理事者の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。この場をかりまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、立候補されます議員の皆様には再選をされまして、市長ともどもむつ市発展のためさらなるご奮闘をご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これでは、千賀武由議員の質問を終わります。

ここで午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎斉藤孝昭議員

○議長（富岡幸夫） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。27番斉藤孝昭議員。

(27番 斉藤孝昭議員登壇)

○27番（斉藤孝昭） むつ市議会第209回定例会に

当たり一般質問を行います。今回は、防災行政について、原子力行政について、スポーツ行政について、市民協働参画についての4項目を質問いたします。

質問の前に、本日9月9日は五節句の1つ、菊の節句であります。中国では陽数の終わりの数9が重なることから重陽と呼ばれ、大変めでたい日とされ、邪気を払い、長寿を願って菊の花を飾り、酒を酌み交わして祝うと聞いております。さらに、富岡幸夫議長の60回目の誕生日でもあり、そのような記念する日に一般質問をさせていただくことに、私も「何か持ってるな」と勝手に思っております。

初めは、防災行政についてであります。3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震の発生は、防災意識、震災対策だけでなく、産業活動のあり方や認識をも転換するほどの影響がありました。そのほかにも近年はさまざまな災害が発生し、防災意識もより現実を考えるようになったと思います。地震、台風、豪雨、火山、豪雪、竜巻と大小問わず数多くの災害が日本を襲い、そして今後も襲ってくると思われまます。地震については、東海、東南海、南海、首都直下、近畿圏、中部圏直下などが想定され、水害については7月の新潟・福島豪雨、そして台風12号により三重県を中心に甚大な被害が発生したほかにもゲリラ豪雨により予期せぬ水害が発生しております。

そこで、防災訓練についてお聞きいたします。防災の日は、大正12年9月1日に発生した関東大震災で地震被害により発生した火災での犠牲者が甚大なものだったため、その教訓を忘れないよう毎年各地で大規模広域での総合防災訓練が行われるようになりました。むつ市では、防災計画に年1回の防災訓練を実施するとしながら、平成18年度まで市独自の防災訓練を実施していなかったため、私の一般質問にて指摘されています。また、

総合防災訓練では入念な準備を行い、シナリオとスケジュールに沿って行われる訓練と、同時にシナリオを提示しない訓練の必要性が今日指摘され始めました。シナリオに沿って粛々と行動し大過なく終了する訓練では、問題点や課題が抽出できず、いざという際の対応に役立たないことが考えられ、行政と関係機関、そして住民と関係事業者の役割分担についても検討が必要と考えます。

東日本大震災では、行政機能も大きく損なわれました。まず、自分の身は自分で守る、そして次の行動に移る。このことを住民に対し強く認識していただく啓蒙活動が必要と思います。安心や安全に対し行政が全力で取り組むことは当然ですが、防災計画が策定されても想定した震災や水害が発生するとは限らず、被害も想定どおりとはならないおそれがあるということを前提で、それぞれの役割分担を考慮し、認識することが重要と考えます。

そこで、訓練について、シナリオがある大規模な総合防災訓練も必要と思いますが、シナリオがない身近な訓練、季節に限定しない小規模な単位での訓練が必要ではないかと思えます。市長のご所見をお伺いいたします。

次は、地域防災計画の見直しは進んでいるのかということでもあります。国・県の見直しを待たずに独自に防災計画の見直しに着手した自治体があると聞いております。しかし、市町村レベルでは上位機関の計画との整合を図った策定となることが基本ですから、上位機関の計画見直しの動向が気になりますし、上位機関には早急に実行に移っていただきたいと思っております。

ところで、3月11日以降むつ市の置かれた現状を改めて確認、分析しているのでしょうか。各所管や施設ごとのマニュアルでも地域や町内会の規模、災害発生時の時間帯によってはそのとおりにならない場合もあると思えます。改めて防災計画

の見直しが進んでいるのかお聞きいたします。

東日本大震災では、緊急時に住民の安全を確保するという行政の機能が失われるという事態が発生しました。電子化が進んだ現在、住民記録や各種データの保管についての備えはどのようになっているのでしょうか。行政改革によって職員数を抑制し、足りないところは臨時職員での対応を進めております。分庁舎を含め、いざというときに職員体制が整わない場合や、休日の連絡体制は確保されているのでしょうか。大規模災害時には、今回のように各行政機関や職員も被災すると思えますし、そのような事態の想定も必要ではないでしょうか。

また、議員からの五月雨式の対応や個別要望といった事態を考慮し、災害時の議会の役割も改めて必要があると考えます。災害時の行政機能の確保についてお伺いいたします。

文部科学省では、防災教育の見直しを検討しているようであります。平成22年5月には、地震防災研究を踏まえた退避行動等に関する作業部会の報告がまとめられ、さらに東日本大震災を受けた防災教育、防災管理等に関する有識者会議で検討が進められていると聞いております。従来の「地震のときは机の下に隠れよ」が果たして妥当なのか、地震時のパニックを避けること、子供たちの心のケア、保護者への子供の受け渡し、避難所としての学校施設のあり方など、再検討することが必要と思えます。震災に関するシミュレーションゲームもあるようですし、子供たちが震災を学ぶ方法にも工夫、検討する必要があると考え、子供たちの安全確保のため防災教育を積極的に進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

防災行政についての最後は、被災地へボランティアを派遣してはどうかということでもあります。ボランティアは、あくまで個人の考えで行動すべきことと思っておりますが、被災地で手伝いをした

いが、きっかけをつかめない市民の方々がいらっしやると聞いています。行政が窓口になり、ボランティアを募集し、被災地へ人的支援を行うべきではないかと思ひ、ボランティアバスを被災地に走らせることを検討すべきと思ひます。ボランティアを募集し、被災地へ派遣する考へはないかお聞きいたします。

次は、原子力行政についてであります。東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、我が国の原子力発電に対する不信感が強まりました。被害を受け、被災し、いまだ避難生活を送っている方々が数多くいらっしやることに心が痛みます。一日も早くもとの生活に戻るよう、国には具体的な対策を早期に実施するよう願ひしたいものです。

さて、我が国は資源に乏しい島国でありながら、世界有数のものづくり大国となった要因の一つに電力の安定供給があります。水力、火力、原子力を巧みに組み合わせながら電気を送り続ける技術は世界一と言われております。福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、安全対策をさらに強化することや情報を速やかに公表することなどが住民の安心につながるなど、それらを事業者が行うことは当たり前のことであり、さらに行政も安全安心につながる施策を実施することも当然のことと思ひます。世界は日本の復活に注目しております。政府には、事故直後の混乱期に方針を簡単に転換することや、将来の見通しも示さず無責任な発言をすることを控えていただきたいと思ひます。

事故の収束に向け、懸命に働くたくさんの人たちがいることも忘れてはいけません。唯一の被爆国でありながら、原子力の平和利用を積極的に進めてきた日本は、原子力の先端技術を簡単に捨ててはいけないと思ひます。そこで、むつ市及び周辺町村へ原子力関連施設が立地されている現状であって、市長は今後の原子力政策をど

のように進めるべきとお考へでしょうか。ご所見をお伺ひいたします。

次は、スポーツ行政についてであります。震災直後のなでしこジャパンの活躍は、我が国に勇気と感動を与えてくれました。そのような中、今年8月24日にスポーツ基本法が施行され、その前文では、スポーツに係る多様な主体の連携と協調による好循環の創出など、スポーツの意義、効果等について明記され、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略としてスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを明記しております。さらに、地方公共団体は地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとし、指導者の育成等基本的条件の整備、地域スポーツ振興のための支援等の環境整備などを具体化する内容となっております。スポーツ行政は、健康活動の維持推進、地域の連帯感や活性化、さらに大会誘致による経済効果、地方大会出場によるむつ市の知名度向上など、多方面にわたり行政活動の主力施策になるものと私は考へております。

そこで、スポーツ基本法が施行されたことにより、むつ市のスポーツ行政をどのように進めようと思ひているのでしょうか、市長のご所見をお伺ひいたします。

次は、子ども夢育成基金についてであります。この基金は、学校教育以外では使えない非常に不公平な制度だと設立当初から指摘し、改善するよう願ひしておりますが、一向に改善する雰囲気すらありませんし、使途について疑義があります。スポーツ基本法が施行されたこの機会に、学校教育以外にも幅広く適用してはどうでしょうか、市長のご所見をお伺ひいたします。

最後は、市民協働参画についてであります。市長は、「市民協働参画の社会づくり」を就任のあいさつで提言いたしました。その中では、既にワークショップやパブリックコメントなどにより市

民参画をいただき、今後スポーツ振興計画策定にも市民意見を取り入れるためアンケート調査を行うこと、さらにメールモニター制度により市民満足度の把握に努めるとしています。さまざまな市民意見を聞き、その計画立案に市民が参加することは大変よいことだと思います。しかし、それらはすべて行政からの提案に対し市民が参加、協力してほしいという行政からの一方通行になっていると私は思います。

そこで、さらに市民協働参画を進めるため、住民からの提案を公募という形で受け、それに対し補助する制度を導入してはどうでしょうか。この制度は、市民が持っているそれぞれの知恵と力を出し合って、行政と市民が互いにパートナーとしての信頼関係を高めつつ、市民の皆様が自ら企画し実施するまちづくりに関する事業について、その経費の一部を補助することにより市民が主体となったまちづくりを行政がサポートするというものです。提案を公募し、住民と行政が協力し合い、さまざまなまちづくり事業を考え実施することも市民協働参画と私は考えております。提案公募型補助金の導入について市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず防災行政についての1点目、シナリオを提示しない防災訓練が必要ではないかについてであります。市では、総合防災訓練を災害対策基本法及び地域防災計画に基づき平成17年度から実施しており、平成19年度からは川内地区、大畑地区、脇野沢地区、むつ地区の順で訓練を実施してきております。この訓練は、市が企画立案し、自衛隊、警察、消防等の各防災機関を初め関係団体の協力

をいただき実施しておりますことは、議員ご承知のとおりであります。

議員のご指摘にありましたこれまでの総合防災訓練は、事前に作成した各訓練に係るシナリオのもとに実施され、市民の皆様は災害時における市の活動を初め各機関の活動についてご理解いただくための要素が強いものでありましたが、市では住民参加活動型の訓練を目指しているところであり、今年度の総合防災訓練では、さきの大震災の教訓を踏まえ、地震災害と同時に原子力災害が発生したといういわゆる複合災害を想定しております。

地震、津波に対しては、大湊地区町内会員、大湊地区の保育園児が避難勧告の放送により、徒歩あるいは一時集合場所から移送バスでの避難を行い、原子力災害に対しては、東通原子力発電所から半径10キロメートル、現在のE P Zの範囲に該当する南通り地区住民が一時集合場所に集結した後に移送バスにより避難するほか、海路による避難も含め実施する予定で、住民が積極的に参加する訓練項目を設けております。

また、シナリオなしの訓練といたしましては、災害対策本部設置運営訓練をブラインド訓練として、その場で災害状況を付与して、市の初動対策を決定する訓練を盛り込んでおります。

総合防災訓練で実施する訓練すべてをシナリオなしの訓練とすることは、自衛隊、警察や各種団体を初め多数の市民の方々にも参加いただいていることから困難ではありますが、災害時にどのようなおのおのが判断し、行動するべきかを考え、実践していただくには、想定付与のみで行動していただく訓練だけでは不十分との認識は議員と同じくするものであります。

総合防災訓練は、あくまで個別の訓練の集大成と位置づけ、今後例えば各町内会で個別にシナリオのない避難訓練を実施してもらおうとか、各関係

機関で個別の事象に対する訓練を実施してもらうとか、市民や各種機関が自らの判断により行動できるように総合防災訓練以外の訓練内容に工夫を凝らして実施してもらうようにしてまいりたいと考えております。

次に、2点目、地域防災計画の見直しは進んでいるのかとのご質問であります。6月のむつ市議会第208回定例会での齊藤議員からのご質問に対しまして、東日本大震災はこれまでの防災体制を見直す必要に迫られた災害であったと思っております。今後食料、飲料水、日用品を初め発電機や防災資機材等の備蓄を順次進め、避難場所の見直しや各庁舎への通信手段の多様化等、今回の災害から得られた知見を盛り込んだ計画として、県の計画とも整合性を図りながら見直しをしてまいりたいと考えているとお答えしたところであります。

現在地震、津波災害、風水害災害におきましては、市の各課における災害時対応マニュアルの見直しを初め、現在策定している避難所が各種災害に対して適応する避難所であるかどうかの検討を行っており、迅速に災害初動対応を行うべく調整を図っているところであり、このマニュアル等を地域防災計画地震編、風水害編に反映させていくこととなります。

また、災害用備蓄品につきましては、毛布、食料、飲料水、簡易トイレ、発電機等の備蓄を進めており、各庁舎に防災倉庫を設置して備蓄するとともに、主要避難所にも備蓄し、備蓄拠点から周辺避難所に搬送する体制の整備を進めております。

原子力災害におきましては、国の原子力防災指針の動向を見きわめているところでありますが、下北地域の原子力立地隣接7市町村での原子力発電所にかかる市町村連絡会議を初め県が設置した青森県原子力防災対策検討委員会の結果を踏まえ、県地域防災計画原子力編との調整を図

りながら、地域防災計画原子力編に修正を加えてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、災害時の行政機能は確保されるのかについてお答えいたします。まず、地震等の災害により市役所庁舎が倒壊または火災に見舞われた場合の住民記録等につきましては、日々住民情報基幹システムの全業務データをバックアップとして外部の電子媒体に記録しており、このバックアップデータを利用することで復旧が可能となります。また、火災につきましては、本庁舎サーバー室にハロンガス消火設備を備えており、火災への対応はできているものと考えております。万一サーバーとバックアップデータの両方を失ってしまった場合は、復旧する手段はありませんが、現在更新中の住民情報基幹システムでは、全庁LANを介して本庁舎外にバックアップをとることが可能となりますので、本庁舎外、例えば分庁舎などにデータ保管機能を備え対応すること、あわせてバックアップデータを耐火耐水金庫に保管することなどを含め対処を検討してまいりたいと考えております。

次に、職員体制についてであります。大規模災害で多くの人員配置を要する場合は、防災計画にのっとり臨時職員を含めた全庁体制で対処することになります。去る3月11日の東北地方太平洋沖地震の際は、市内各地区で合計38カ所の避難所を設置しましたが、地震発生が職員の勤務時間中であったため、旧町村地区の避難所等の対応にそれぞれの地区出身の本庁舎勤務者を分庁舎に急遽派遣した経緯がありました。災害が日中に発生した場合と、夜間または休日に発生した場合の職員の配備体制を分けて考える必要がありますし、災害の態様及びその規模により、避難所一つをとっても、その設置数に応じて対応する職員数が変わってくるわけでありますので、現在各課の初動態勢マニュアルをもとに、より現実的な動員計画

を策定する作業に入っております。

しかし、災害対応は市職員だけでは限界があります。実際の活動は、赤十字奉仕団を初めとする各種団体やボランティアに負うところも出てくることは想定しておかねばなりませんし、今回の被災地のように職員が被災し、自治体そのものが機能不全に陥ってしまった場合などは、私どもの職員も岩手県や宮城県の被災地へ派遣しておりますように、他の自治体から職員の派遣を要請する場合もあろうかと考えております。

いずれにいたしましても、今般未曾有の災害をもたらした東北地方太平洋沖地震の経験を生かすべく、また災害時には初動の対応が肝心であることから、職員の機能的な配備計画を策定したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、ご質問の4点目につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、5点目、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する考えはないかのご質問にお答えいたします。ボランティアではございませんが、当市では被災地への職員派遣、いわゆる人的支援は4月26日からの岩手県大槌町への給水業務支援を皮切りに、これまで岩手県、宮城県の5市町村に延べ40名を派遣しており、今後も10月1日から半年間、宮城県東松島市へ道路災害査定業務のため職員2名を派遣する予定となっております。従来ボランティアの募集は、被災自治体の社会福祉協議会が行い、他の管内が被災地である場合は県の社会福祉協議会がボランティアを募集することになっており、今回の震災においても県内では青森県、八戸市及び三沢市の各社会福祉協議会が募集を行っていると同っております。自治体の中には、このような募集等についての情報をお知らせするなどにより支援しているところもあります。ボランティア活動は、あくまでも自発的な活動であり、個人個人の自由な意思により考え、発想して行動

するものであり、無償性と継続性といった要件が求められますことから、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を求めない組織である社会福祉協議会やNPOが主体となってボランティア活動の支援等の役割を担っていくことが望ましいものと考えております。

市といたしましては、今後も被災地から要請があった場合の職員の人的支援や物資支援などを継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、原子力行政についての1点目、今後の原子力政策をどのように進めるべきと考えているかについてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のように、当市を初め下北地域は、原子力船「むつ」を起点に原子力とのかかわりを強く持ってきたところであります。東通村、大間町の原子力発電所の誘致に加え、当市では平成12年に使用済燃料中間貯蔵施設誘致の構想が打ち出され、市議会を初めとしたご議論の末、誘致を決定した経緯がございます。しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所事故を境に原子力発電に対する国民の懸念が大きく広がり、政府は脱原子力という方針を示して、原子力発電を推し進めるとしたエネルギー基本計画を白紙から見直すことを表明したところであります。いまだ収束に至らない福島第一原子力発電所事故の重大さを考えますと、市民の生命を託された市の長としては、原子力の安全性に対し、より慎重を期さなければならないものと考えております。

しかし、一方では東北電力女川原子力発電所のように、福島と同規模の津波に対して安全に停止し、そればかりか津波に襲われた周辺住民の避難場所として受け入れたという心強い事例も聞き及んでいるところであり、想定を超えた事象に対しても施設の安全に対する裕度を確保するなどのしっかりした対策を施すことにより、原子力の安全

性の確保は可能ではないかと考えるところでもあります。

政府は、福島第一原子力発電所の事故調査検証委員会を5月に設置し、事故の原因を究明するとともに、同種事故の再発防止に関する政策提言を行うとしておりますので、この事故を教訓として原子力の安全性に対する一層の技術蓄積ができるものと考えております。

さらには、ストレステストと言われております想定を超える地震や津波等に対し、原子力発電所がどの程度まで安全に耐え得るかの安全裕度、定量的に評価する制度が新たに設けられたところでもありますので、安全確保策は相当程度に高まってくるものと思慮するところでもあります。

先般指名されました新首相は、電力は日本社会の血液そのものという表現をしておりますが、二酸化炭素を排出せず、出力が一定で高品質な電力を大量に安定的に供給している原子力発電は日本の産業界を初めとしたすべての営みを支えるエネルギーの基幹としてこれまでのように期待されているのではないかと考えるところでもありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、スポーツ行政についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、スポーツ基本法が施行されたことにより、スポーツ行政をどのように進めるのかについてであります。去る8月24日施行されたスポーツ基本法は、議員ご承知のように、昭和36年にスポーツ振興法が制定されてから50年が経過し、スポーツが広く国民に浸透し、その目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長など、スポーツをめぐる状況は大きく変化してきていることから、スポーツ推進のための基本的な法律としてスポーツ基本法が成立したところであります。その前文には、スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利

であること、すべて国民はその自発性のもとに日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画できる機会を確保すること、またスポーツは青少年の体力向上、実践的な思考力や判断力をはぐくみ人格形成に大きく影響することなど、本法制定の趣旨が示されております。そこで、むつ市におけるスポーツ振興、スポーツ行政をどのように進めるかについては、私の2期目の就任あいさつで述べましたように、むつ市スポーツ振興計画の策定に当たり、市民のスポーツに対するニーズ調査を実施し、市民の意見が反映された計画によりスポーツの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

細部につきましては、担当部長から説明いたします。

次に、子ども夢育成基金を学校教育以外の団体にも適用すべきとのご質問にお答えいたします。私は、常々「こどもは地域のたからもの」であると話してまいりました。近年の子供たちの文化、芸術、スポーツ等の活動は目覚ましいものがあると感じており、このような子供たちへの支援、援助をしていくためには、安定的な財政基盤も必要であると認識しておりました。

そこで、むつ市としては平成22年度より他市町村に先駆けて県内初となる子ども夢育成基金を設置したものであり、このことにより年度により子供たちの活躍への補助金に過不足が生ずるという不安も解消され、その才能に磨きをかけ、東北大会、全国大会の出場を目指す子供たちの活躍を財政の面からも積極的に支援していくことができるようになったものであります。

私が2期目の市政運営に当たって目指しているところは、これまでの取り組みをさらに進化させ、深めていくことはもちろんのこと、加えてむつ市民一人一人があすへの期待と夢を膨らませることのできる「希望のまち・むつ市」をつくり上げて

いくことにあります。このまちづくりの基盤となるものは人づくりであり、むつ市の未来を担う子供たちに生きる力と夢をはぐくみ、未来の可能性を支援していくことにさらに力を入れてまいりたいと考えております。

なお、子ども夢育成基金の運用のあり方につきましては、所管であります教育委員会より答弁いたします。

次に、市民協働参画について、提案公募型補助金を創設すべきではないかのご質問にお答えいたします。地方分権が進展し、多くの自治体で市民協働の推進という声が聞かれる中、さまざまな市町村で既に議員お尋ねの提案公募型の補助金制度が実施されていることは承知いたしております。これは、自らの地域を自らの手でよくしていくとする活動を支援し、推進していくというもので、町内会やNPO等といった市民団体が自ら計画書を作成して応募し、審査を経て採択されれば補助金が交付されるという制度であります。

他自治体の事例を見ますと、審査も公募市民の審査員が行うという例、審査に当たっては書類審査に加え、公開プレゼンテーションを行うという例、事業実施後は公開の成果発表会を行っている例なども見受けられます。実施される事業の分野も高齢者福祉、観光、子育て、スポーツ、歴史探訪ガイド等々実に幅広く、活気のある様子がうかがえます。市民の主体性を最大限尊重しているこの制度は、市民協働参画社会の機運を高め、具現化を図っていくうえで大変効果的な事業であるとの認識を抱いているところであります。

当市においては、昨年11月にむつ市行政改革実施計画を策定し、行政改革大綱に示された市民協同参画推進のための具体的取り組み内容等を定めたところです。その中には、協働組織の設立や協働事業実施に対する補助制度の創設という計画を組み込んでおりますことから、議員ご趣旨とする

ところの提案公募型補助制度を視野に事例研究や制度設計に向けた検討を行い、実現につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 齊藤議員の学校における防災教育に関するご質問にお答えいたします。

学校において防災教育を推進するに当たりましては、全教育活動を通して児童・生徒が災害発生時に的確な判断のもと、自らの命の安全を確保するため、速やかに適切な行動がとれるようにすることが大切であると考えております。また、市内全23小・中学校におきましては、学校安全計画を策定し、生活安全、交通安全、防災の3つの領域ごとに安全対策を進めているところであります。

議員ご指摘のとおり、今回の東日本大震災ではこれまでの避難訓練等の想定を超え、従来の避難訓練ではカバーし切れない部分や、その後の子供たちの心のケア等対応に苦慮するといった状況が起きました。そこで、今年度は昼休みや清掃活動時に避難訓練を行うなど、あらゆる時間帯を想定した訓練を行っている学校もあります。また、大震災の教訓を生かし、太平洋沿岸に位置する小学校では、地震、津波が発生した際の避難方法、避難経路、避難場所を確認するとともに、津波に備え高台に避難するといった訓練を実施、もしくは計画している学校がふえてきております。このように今回の大震災を契機に、従来の対応では不十分と考え、避難訓練の改善を行っているのが現状でございます。

教育委員会といたしましても、太平洋陸奥湾沿岸部に隣接する学校への津波を想定した避難の方法、経路選択等を確認するための訓練を重ねていくことを各校に要請しております。

震災発生後の保護者への児童・生徒の引き渡し

につきましては、安全、確実に引き渡しができるよう、津波が想定される場合は学校以外でも2次避難場所で行うことや、連絡がとれない場合の対応を事前に決めておくこと、災害時に下校途中であった児童・生徒に対しましては、電話等での連絡がとれない場合の対処等につきましての各学校での対応策を要請しております。

また、避難所になっております学校に対しましては、停電時を考えた発電機、情報収集のためのラジオ、懐中電灯を配備し、非常用食料等の備蓄を決定しております。このようにこれまでの想定をより幅広くとらえ、学校における訓練の充実や設備面での拡充を図ってまいりたいと考えております。

なお、教育委員会ではこのたびの東日本大震災を踏まえたむつ市教育委員会災害対策マニュアルを6月に作成し、各学校に配布、活用を図っているところでございます。このマニュアルには、災害発生時における教育委員会の対応、学校と教育委員会の連絡体制、地震への対応、風水害への対応等について記されており、今後学校と教育委員会が一体となって迅速かつ適切に対処できるよう作成されたものであります。各学校におきましては、校内研修等で活用し、地域や学校の実情に応じた対応を求めているところでございます。

また、児童・生徒への心のケア等につきましては、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携を図り、校内での組織的な対応に努めていきたいと考えております。

学校は、子供たちの命の安全確保をすべてに優先させることが責務であり、常に防災について意を尽くして取り組んでいかなければならないと認識しております。今後各学校の実情に応じた適切な防災教育が積極的に実施され、児童・生徒の災害時の自主的、実践的な対応力を高めることができるよう教育委員会といたしましても指導してま

いりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子ども夢育成基金を学校教育以外の団体にも適用すべきとのご質問にお答えいたします。子ども夢育成基金にかかわるご質問は、昨年6月に開催されましたむつ市議会第204回定例会での議員ご質問の回答と重複する内容もあるかと思いますが、むつ市教育委員会としての基金運用にかかわる方向性について説明させていただきます。

むつ市子ども夢育成基金は、未来のむつ市を担う子供たちの文化、芸術、スポーツ活動及び研修活動のために、財源の安定的な確保を図り、支援することを目的に設置されました。基金の運用につきましては、児童・生徒の文化、芸術、スポーツ活動について、青森県大会を勝ち抜き、東北大会、全国大会に出場する際の大会参加料、交通費、宿泊費等の経費を補助し、活動を支援するものであります。

昨年度の実績としましては、教育委員会主催事業1件を除く文化関係3件、スポーツ関係6件、合計9件に補助しております。内訳としましては、文化関係で吹奏楽、スポーツ関係ではスキーが全国大会、柔道、水泳、陸上、サッカー競技が東北大会に出場しております。このむつ市子ども夢育成基金は、昨年度設立され、2年目を迎えておりますが、児童・生徒や保護者の負担軽減という観点から増額の要望もあり、今年度これまでの3分の1から2分の1の補助へと拡大いたしました。

このむつ市子ども夢育成基金の運用につきましては、むつ市教育振興事業費補助金交付要綱の中に定めがあり、補助対象につきましては、教育委員会の所管である小学校、中学校における教育活動の一環と考え、スポーツにあっては小学生はスポーツ少年団主催の大会への出場、中学生は中学校体育連盟主催の大会の出場に限定してございました。しかしながら、ただいまの市長答弁にもあり

ましたとおり、子供たちの未来への可能性を支援し、その夢をはぐくむことがこの基金の趣旨であります。このことに賛同し、ご寄附を下さるなど多くの市民の方々が子供たちの活躍を期待しております。このようなことを踏まえ、補助対象の範囲拡大のための見直し事務を進めてまいりたいと存じますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） スポーツ行政についての1点目、スポーツ基本法が施行されたことによりむつ市のスポーツ行政をどのように進めるのかについての市長答弁に補足説明をさせていただきます。

スポーツ基本法の制定により、地方自治体に係る主なものとしたしまして、地方公共団体は文部科学大臣が定めるスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるように努めることとさせていただきます。さらに、旧法の定めにより市が委嘱する体育指導員につきましては、その名称がスポーツ推進委員と変更になるとともに、スポーツ推進事業実施に係る連絡調整の職務が追加されたところでございます。市としては、市民ニーズを反映したスポーツの振興計画、体育施設の整備計画策定に向け、今年度は市民のスポーツに対するニーズやかかわり方などを把握するためアンケート調査を実施することとさせていただきます。

少子化が進み、地域のつながりが希薄になったとも言われる今日、スポーツは人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与するとともに、健康で文化的な生活を営むうえで必要不可欠なものでございます。市といたしましては、スポーツ基本法に基づき市民の意見が反映されたむつ市スポーツ振興計画を策定し、計画に沿ったスポーツ振興に

努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 防災行政、または原子力行政、そして市民協働参画については、前段の3議員の皆さんが同じような内容で質問されておりますので、この点については再質問しないことにしたいと思います。

スポーツ行政について、多少再質問させていただきます。先ほどスポーツ基本法が施行されたこととということも含めて、やはり壇上でも申し上げましたが、運動が強くなったり、やる人がたくさんふえると健康増進にもつながりますし、地域活性化にもなることは皆さんご承知のことと思います。

教育委員会では、学校、体育または社会教育ということで、さまざまな取り組みをしているものの、なかなか先生方の時間外で運動を見たり、例えば文化活動の部活動を見たりすることができなくなっている現状にあると思うのです、仕事が多過ぎて。やはり学校は学力向上を中心に、運動またはその他の活動はできれば外部に任せるというふうな方針転換も当然徐々にやっていかなければならないと思いますが、その中でスポーツ基本法が施行されたことによって、市独自のスポーツ行政を具体的にどうしていくかというのは、早急にやっていくべきだと思うのです。時間はそんなにかけてはだめで、案をつくって、すぐ実行に移してみると。その後は、ふぐあいをその都度直していくというふうなことの行動に起こすことが大事だと思うのですけれども、所管する部署の教育長でもいいし、市長でもいいですし、このスポーツ行政または学校以外の活動についてどのような考えがあるのかお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今齊藤議員から、学校は学

力向上、そしてスポーツは外部へというふうな一つの区切り方をしたわけですが、その部分につきまして、私はそれでいいのかなと、こういうふうな思いを今感想として述べさせていただきたいと、このように思います。

やはり学校、小・中学校、義務教育の中では、当然学力の向上、これも期待をしておりますけれども、それもそうでありますけれども、やっぱりスポーツ、そしてまた人との触れ合い、そのことによってしっかり基本的な、基礎的な社会性を身につけるというふうなことの一つの教育のあり方としての、これは後ほどまた教育長からお話があるかと思っておりますけれども、私はそういうふうな形で、これを一律にすばっと分けてしまう、こういうふうなのは、斉藤議員のご意見でございますけれども、その部分についてはそういうふうな形で本当に分けていいのかなというふうな今思いをいたしました。つまり学校に小・中学校、ここではやはり体力もつけてもらわなければいけない、そしてまた気力もつけてもらわなければいけない、そしてまた友人との関係、そういうふうな基礎的な部分、これは学力の向上はもちろんでございますけれども、そういうふうなところにも親御さんたちは期待を寄せているものだろうし、私もそういうふうな立場の考えでありますことをまず申し上げさせていただきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの斉藤議員の質問にお答えいたします。

学校教育におきます部活動といいますか、運動や文化的な活動につきましては、子供たちからすれば学校の中の活動で大きな比重を占めております。こういう部活動がやりたいからあの学校へ行きたいのだといったようなことで、その学校へ行く、または学習をする、勉強をするという動機づけにもなっているということでもありますので、た

だいま市長が話したように、私も学校ではさまざまなことを抱えて、本当に先生方大変であります。ではそこをなくして本来の学習指導にだけかかわれば学力が上がるかという、そうでもない。部活動や本人が興味を持っているものに一生懸命取り組ませる中で、その力を、その気持ちを、そのことを学習にも向かわせるといったような形で現在学校教育が進められているということでもありますので、すばっと分けてしまったときにどうなのかなという思いはございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（斉藤孝昭） 時間がないので、ぱっぱお願いします。

今の学校教育の中の部活動ということでありますが、本来部活動を持っている先生方は、残業もつかなくて、手当もつかなくて、遠征のときも出張命令だけ出て旅費もつかないというふうな状況で、本気で部活動をやってくれる先生方が、昔はたくさんいました。今はそんなにいっぱいいるのかなと。上からの指示、命令で部活動を持てと、顧問になったからやりなさいということだけでやっているのではないかと。ということは、部活動を持っていない先生よりは負担がかかって、では本当にその子供たちのために本気で指導できるのか、そして運動の種類によって、その指導力を発揮できるのかというふうな現状が果たしてどうなのかなということは、教育長、市長が学校の活動で特別クラブ、部活動も必要だというのは十分わかりますが、果たして市長、教育長が言う話が現状に合っているのかということをやはり分析すべきだと思います。それは後でちょっと考えてみてください。

子ども夢育成基金についてですが、市長は壇上で子供の夢を支援するのだというふうな話をしていました。教育委員会が所管だと、先ほど教育長

が言ったとおり、今後検討するといいいながら、学校行政でないと支援できないことになっているのです。そここのところの整合性は、教育長は改善する、考えると言っていました、教育委員会に所管しないさまざまな、例えば書道、そろばん、柔道、地域クラブチームがそういう支援を求めたときどういうふうに判断しますか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） 先ほどの壇上での答弁の中で、補助対象の拡大、見直しを進めたいというようなお話をいたしましたけれども、まさに学校教育以外の団体が東北大会、そして全国大会への出場をしたときにも、その補助を拡大していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） それは、できるということではないですか。大丈夫。できるということでしたので。

私の夢を少し語らせていただければ、この子ども夢育成基金を市長が提案したときに、いやあ、市長もいろんなこと考えているのだなということを書いて、いち早く賛同した者の一人であります。例を言うと、私は芸能人になりたいのだと、1次試験、写真面接をしたら合格しましたと、プロダクションのオーディションを受けに行きたい、しかしお金がないので行けない、補助をしてくれれば、もしかすれば芸能人になれるかもわからないということも補助できますか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） 個々のどういう場合に補助するかといったようなことのその個別のことにつきましては、これからの検討ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 基金ですから、使い方は自由

だと思います。それをわざわざ教育委員会が約束をつくってしまったおかげで決まったものにはしか支援できないのです。そうではなくて、市長の希望はそうではなかったはず。もっと夢を持っている子供たちに少しでも応援をしてあげたいということでしたよね、たしか。返事しませんが、そういうことだったのです。だけれども、今こういう状況なので、そうではなくて、もっと子供たちに夢を与えるために何をすべきかということのために使ってほしいという私の話なのです。そういう運動だけではないです。本当は運動の話をしたいのですけれども、時間がないので、運動だけではなくて、幅広くさっき言った芸能界でもいいではないですか。さっきもちらっと出ましたけれども、極端に言ったら、オープンキャンパスに行きたいのだけれども、行けないという人がいたら出してもらってもいいのではないかと。ちょっと極端な話ですね。というのも一つの例であってもいいのではないかと。いうふうな話で振ったのですけれども、教育委員会が所管だと多分できません。無理です。審査がどうするのか、基準がどうするのかと。かえって面倒くさくなるので、市長、お考えをちょっと教えてください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） オープンキャンパスの例と、それから芸能界へのデビューの件を2例を出してお話ありましたけれども、余りにも自由というふうなこと、これは私はいかかなものかなと、こういうふうな思いはあります。市長部局であろうと教育委員会所管であろうと、補助というふうなものは一つのしっかりした規則、そういうふうなものにのっかってこれを交付するというふうな決まりの中で運用していくというふうな基本的な考えがなければ。ですから、当然それから外れたものは出してやりたいのだけれども、なかなか出せないというふうな事例もあろうかと思えます。

これまで、例えば専門学校1年の場合どうするのかというふうなご議論もございました。そういうふうな場面、やはりそういうふうなところもあるわけでございますので、しっかりとした形の規則、要綱、そういうふうなものを規定した中での運用と、こういうふうになるわけですので、余り自由になると切りがなく、余りにも私物化というふうなことにもなりかねませんので、そういうふうなところは十分注意した形の中で運用していく必要があると、こういうふうにご認識いたしております。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） もう時間がないのですけれども、市長言っていることもよくわかるのです。それ何でもありになってしまったらだめなのは十分わかって言っているのですけれども、夢ですから、やっぱりその夢を希望する子供たちに何もしてやらないことはどうかと。その判断は行政ですればいいのですけれども、門は広くしてもいいと思います。どうぞ、お願いに来てくださいというわけではないのですけれども、エントリーをしてくださいと、その審査は行政でしますからと。ある程度の基準は設けるものの、さっきのオープンキャンパスの話はちょっと言い過ぎましたが、例えばプロ野球の入団テストでもいいと思います。1次通ったので、2次に行ってきたいけれども、少しでもいいからというふうなことでもありだと思います。サッカーでも一緒だと思います。ということのある程度の基準といいながら、大ざっぱにしてもいいのではないかと。できると思いますけれども、基金ですから。一般財源ですよ。頑張っている子供たちを少しでも応援するという気持ちがあるのだったら、やはりやるべきで、東北大会、全国大会の支援といっても、そんなに極端に行けるわけではないのです、何ぼ頑張っても。年間500万円ですよ、基金で入れているのは。今回は100万

円ぐらいしか使っていません。あとの400万円もったいないではないですか。ずっとためていくと思いますが、500万円が足りないぐらい子供たちから私もやりたい、私にも支援してほしいという人たちがふえることを私は望んでいるので、間口をもう少し広げたらどうでしょうかと。基準も余り正確に決めないで、大ざっぱでもいいのではないですかというふうな話をしたのですけれども、答えにくいですか。市長、どうぞ。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大ざっぱなというふうなことは、なかなかこれは私どもは市民の皆さんの税金、そしてまたご寄附というふうな形でこの基金を運用しているわけでございますので、大ざっぱな形でこれを提供するというふうなことは、なかなかこれは行政としてはやりづらい、できないものと、私はこういうふうにご認識ならば、民間のほうで、例えばそういうふうな文化振興基金だとか、そういうふうなもの、それは全国的にさまざまあるわけでございますので、そういうふうな形ですと、例えば先ほどのサッカーの何とかに行くとか、野球の入団テストに行くとか、そういうふうな場面、そういうふうなものも可能性は当然民間としてはあり得るかもわかりませんが、行政としてそこまで踏み込むということはなかなかできかねる事案であろうと、こういうふうにご認識いたします。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） まだ1分30秒ありますので。

では、東北大会、全国大会ではなくて、県大会まで基準を下げたらどうでしょうか。下北、むつ地区の大会または発表会を勝ち抜いて県大会に行くときにも、補助するというふうなことはできませんか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 県大会、どの程度の形で費

用がかかるとか、そういうようなものはまだ私承知しておりませんので、これからの研究の課題というふうにさせていただきたいと思います。ただ、余りにもそういうふうなところになりますと、もうすそ野がどんどん、どんどん広がってくるというふうな可能性も出てくるわけですので、財源の手当てもしっかりとらえなければいけません。最近のご寄附をいただいているわけですが、そういうふうなものもしっかりとわきまえながら、研究はさせていただきますけれども、非常に厳しい条件だと、こういうふうには今のところは考えております。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） ぜひお願いしたいと思います。やはり遠隔地でありますから、幾ら県内といいますが、八戸市、弘前市に遠征するというのは、結構な金額がかかっていますので、その一部でも補助してもらえればというふうに思います。余り拡大、拡大というとなんでもありになってしまいますので、ある一定の基準を設けてということでぜひよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月10日及び11日は休日のため休会とし、9月12日は上路徳昭議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時20分 散会